設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨および必要性 2
2. 学部・学科等の特色 8
3. 学部・学科等の名称および学位の名称 8
4. 教育課程の編成の考え方および特色 9
5. 教員組織の編成の考え方および特色 14
6. 教育方法、履修指導方法および卒業要件 15
7. 施設、設備の整備計画 18
8. 入学者選抜の概要 21
9. 取得可能な資格 23
10. 実習の具体的計画 23
11. 管理運営 27
12. 自己点検・評価 30
13. 情報の公表 32
14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等 34
15. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制 36

1. 設置の趣旨および必要性

（1）大学の沿革

本学は、学校法人明星学苑が、福島県いわき市において、地域に必要な人材を高等教育機関で養成するという地元いわき市との共通目的のもと、昭和 62（1987）年 4 月に理工学部および人文学部をもって開学した総合大学である。今日に至るまで、学部卒業生、大学院修了生あわせて 1 万 3 千人を超える人材を、いわき市を含む福島県内を中心に輩出し、地域の発展を担ってきた。また、平成 13（2001）年度には人文学部に心理学科を設置し、平成 17（2005）年度には理工学部を理学系・工学系を融合させた科学技術学部に改組し、同時に大学院には臨床心理学専攻を設置して、臨床心理士の養成を目指すとともに、心理相談センターの開設により地域住民のメンタルヘルスの意識の啓蒙を通して地域貢献の幅を広げた。さらに平成 19（2007）年度には、福島県における薬剤師不足の解消という地元からの要請に応えて、薬学部を設置した。このように本学は、これら学部等の設置・改組を通して社会の変化と地域のニーズに適応した大学教育への展開を図ってきた。

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により本学は大きな影響を受け、学生数の大幅な減少を経験した。しかし、震災からの復興を機に地域の大学として特色ある教育研究および地域貢献に取り組み、地域が求める人材の養成をさらに積極的に行う大学へと転換を図るため、学部学科の抜本的な見直しを行い、平成 27（2015）年 4 月には、科学技術学部の学生募集を停止するとともに人文学部を改組転換して、地域基盤型職業人養成のための教養学部地域教養学科を設置した。これにより本学は、高度専門職業人養成機関である薬学部と教養学部の 2 学部体制で再出発することとなった。

平成 27（2015）年 9 月には、東京に法人機能を置く「学校法人明星学苑」から分離して、地元いわき市に「学校法人いわき明星大学」を設立し、新たな学校法人が大学を運営する 1 法人 1 大学体制のもとで、いわき市を拠点とする地域に根ざした大学を目指した。平成 29（2017）年 4 月には、福島県において不足している保健医療系人材の養成に向けて看護学部を設置し、平成 31（2019）年 4 月には、理学療法士と作業療法士の養成を目指した健康医療科学部を開設し、これと同時に大学名称を「医療創生大学」、学校法人名称を「学校法人医療創生大学」に変更した。

このようにして、本学は、いわき市を中心として地域に根ざした保健医療系人材の養成を目指した大学として、3 学部 4 学科と 2 研究科を擁し、福島県浜通り地方（福島県沿岸地域）で成長し続けている。

(2) 心の健康に対する注目と社会的要請

21 世紀に入り、社会構造や産業構造の変化は、多様な働き方や生活の仕方を生み出し、その変化は加速している。そうした中、非正規雇用者の増加や職場におけるストレスなどの問題が表面化してきた。また、家庭生活においても、核家族や単身者世帯、老人世帯が増加し、近隣住民との結びつきが薄れ、家族の生活が外から見えにくくなっており、家族の孤立が深刻になってきた。このような変化する社会の中で、労働者のストレスに起因するうつ状態、過労死、職場のハラスメントなどの問題が表面化し、教育の場では、いじめや不登校が慢性化している。家庭においては、児童虐待や家庭内暴力(DV)といった問題が生じている。こうした、社会問題にとどまらず、自然災害によって被害を受けた被災者や、事件や事故に巻き込まれた被害者への心のケアの必要性も高まってきている。このような状況の中、これまでにも増して、ひとの心の健康への注目が高まり、種々の問題に対応して、心の健康を維持増進するための支援に対するニーズは高まってきている。

WHO は「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力である。」としてライフスキルを定義し、(1)意思決定、(2)問題解決、(3)創造的思考、(4)批判的思考、(5)効果的コミュニケーション、(6)対人関係スキル、(7)自己認識、(8)共感性、(9)情動への対処、(10)ストレス・コントロールを中核的なスキルとして挙げている。

また、文部科学省は、児童生徒の心理的な発達を援助する活動であるスクールカウンセリングは、教育活動全体の中で取り組むこととしており、そのなかで、ライフスキル教育は、困難な問題に対処する力やストレス耐性を高めることにつながる点を指摘している。

このようにライフスキルは、現代社会で起きるさまざまな問題に対処するために役立つスキルであり、現代社会を生きるため、社会人にはこれらのライフスキルや心の健康に関する知識、心の健康を維持増進する態度を身につけていることが求められる。**【資料１：文部科学省 WEB サイト（写）「CLARINET へようこそ　第３章　スクールカウンセリング」】**

それと同時に、心の健康に関する知識と支援の技術を修得し、心理的な支援を必要としている者にそれを提供する専門家も求められている。文部科学省は、平成 7（1995）年度から臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、心理的・社会的側面から児童生徒の健康を支援する事業を始めた。これは、公的な形で「心理支援の専門家」が活用されたわが国で最初の事例である。

それまでも、医療現場を中心として、臨床心理士をはじめとした心理技術者は、心理

士として専門的な心理的支援を提供してきた。福祉施設などでは、障害を抱えて生きる人たちへの心理的支援にあたり、司法領域では、法的規範を逸脱した者の更正に心理的な専門知識を生かした支援を行ってきている。さらには、企業の EAP（従業員支援プログラム）において、労働者のストレスへの対応や休職者の復職プログラムを運営するなど、さまざまな領域で臨床心理士は心理の支援にあたってきており、その実績は一定の社会的評価を得ている。

このような中、平成 28（2016）年には公認心理師法案が成立し、心理学領域で初めての国家資格が制定された。平成 30（2018）年 9 月には第 1 回の公認心理師試験が実施され、平成 31（2019）年 4 月には公認心理師が誕生した。すでに厚生労働省は、企業における労働者のストレスチェックの後、高ストレス者を対象に実施する面談の担当者として、これまでの医師、保健師、精神保健福祉士の他に、公認心理師を加えており、今後は、公認心理師と臨床心理士ともに、「心理支援の専門家」として心理の支援を必要とする者やその家族・関係者への支援を担い、心の健康の維持増進に役割を果たすことになる。**【資料 2：官報（労働安全衛生法規則の一部を改正する省令）】**

これらの資格を得るためには、臨床心理士の場合は、日本臨床心理士資格認定協会から指定を受けた臨床心理士養成大学院において、所定の科目を履修することが要件となっている。また、公認心理師の場合は、大学において省令で定める科目を履修した後、省令で定める期間の実務経験を経るか、もしくは、大学院において省令で定める科目を履修することで受験資格が与えられることとなっており、公認心理師においては、「心理支援の専門家」になるための基礎的な知識と技能の修得が学士課程教育に任せられることとなった。

（3）福島県における「心理支援の専門家」の需要

我が国では、教育現場において、いじめ・不登校等の子どもの心のケアのためにスクールカウンセラー・相談員の配置が強く求められ、一般企業においては、労働者のストレス等への対応が求められている。これに加え、福島県においては、東日本大震災を契機とした災害等のストレスに対するケアが求められている。

福島県精神保健福祉センターにおける精神保健相談件数をみると、平成 19（2007）年度の 2,371 件（「こころの電話」1,431 件、「電話相談」870 件、「来所相談」70 件の合計）から平成 29（2017）年度には 3,423 件（「こころの健康相談ダイヤル」1,074 件、「こころの電話」1,102 件、「電話相談」1,193 件、「来所相談」54 件の合計）と 1,000 件あまり増加している。平成 22（2010）年から平成 25（2013）年にかけては減少しているが、これは平成 23（2011）年に東日本大震災が発生し、他の地域への避難等が原因

で相談件数が減少したと考えられる。平成 26（2014）年度以降は年々増加している状況である。**【資料 3：平成 29 年度精神保健福祉センター所報　第 46 集】**

また、本学には、附属教育研究機関として心理相談センターを設置し、福島県浜通り地方唯一の心理相談機関として、地域住民の心理相談に応じてきているが、平成 17(2005)年に開設されてから、東日本大震災後の数年を除いて、平成 29（2017）年度まで相談件数は月平均 100 件前後に上り、毎年 1,000 件を超える相談に対応している状況である。**【資料 4：心理相談センター総面接件数の月間推移（年度比較）】**さらに、本学では、平成 25（2013）年度から、心理相談センターといわき市教育委員会との間で、連携体制が形成され、児童生徒とその家族の相談に応じている（年 300 件程度）。これに加え、いわき市や福島県教職員共済組合、福島県警察官共済組合から委託を受け、いわき市の職員や福島県の教職員、福島県の警察官でカウンセリングの希望がある組合員に対して心理相談を提供する事業（年 100 件程度）を実施している。その他、市内の企業から EAP プログラムへの協力の要請を受け、心理相談センターの兼任相談員である臨床心理士資格を持つ教員が企業に出向き、EAP カウンセラーとして従業員のカウンセリング（年 40 件程度）を実施しており、福島県浜通り地方においても需要が高いことがわかる。**【資料 5：心理相談センター外部委託事業一覧】**

これまで専門的な心理の支援は、主に臨床心理士が行っており、日本臨床心理士資格認定協会から指定を受けた養成大学院において、所定の科目を履修した者に受験資格が与えられることになっている。福島県に所在する臨床心理士養成大学院は 3 校のみであり、本学は、福島県浜通り地方で唯一の臨床心理士を養成する大学院を設置する大学として、平成 19（2007）年度以降、臨床心理士を輩出してきた。

平成 29（2017）年 7 月 1 日現在、福島県には 298 人の臨床心理士がいるが、人口 10 万人に対する臨床心理士の数は 15.8 人となり、これは全国で 34 位に位置し、1 位の京都府の 47.2 人と比較すると大幅に少ない。**【資料 6：都道府県別・臨床心理士数と指定大学院・専門職大学院数一覧】**

今後は、臨床心理士の他に、公認心理師も「心理支援の専門家」として心理の支援に加わることになるが、現在、福島県における公認心理師養成機関（学士課程からの対応）は、福島市に所在する福島大学、福島学院大学といわき市に所在する本学の教養学部（平成 31 年 4 月に学生募集停止）の 3 校であり、教養学部が廃止されると同時に、福島県浜通り地方には、公認心理師の養成機関が無くなることとなる。

以上のように「心理支援の専門家」に対するニーズと養成状況との間には大きな開きが生じている状況であり、この現状を打開するためにも、「心理支援の専門家」を養成することは、急務である。

（4）本学における「心理学部臨床心理学科」設置の必要性

本学においては、社会学・社会福祉系、文学系の教育研究を中心とした人文学部の中に平成 13（2001）年度に心理学科を新設し、平成 27（2015）年に教養学部に改組転換するまでの 14 年にわたり、心理学科として教育研究を行ってきた。心理学科には、認知・情報コース、教育･発達コース、臨床･福祉コースの 3 コースが設定され、10 人の心理学科教員の専門は、基礎心理学から応用心理学にわたり、幅広い心理学の学修を提供していた。東北 6 県を中心に新潟、北関東 3 県から入学生が集まり、常に定員を満たす状況であった。また、平成 17（2005）年度には大学院人文学研究科に臨床心理学専攻を開設し、臨床心理士養成大学院の 1 種指定校となった。心理学科の卒業生の中には、大学院臨床心理学専攻に進学し、「心理支援の専門家」としての教育・訓練を受け、臨床心理士として福島県を中心に活躍している者が 60 人あまりいる。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災により、大学全体として入学者の大幅な減少を経験したが、心理学科においては、他学科に比べ、回復の兆しが見られた。

教養学部地域教養学科では、1 学部 1 学科構成となり、メジャー制を導入し、心理学分野の教育は、「心理と人間行動」メジャーとして継続された。しかし、高校生や受験指導を行う高校教員に、メジャー制について理解が得られなかったこと、「地域教養学科」の学科名称からは教育内容が見えにくく、どのようなことが学修できるのかが明確に伝えられなかったこと等により、学部としては期待していたような学生数を確保できず、平成 31（2019）年 4 月に学生募集停止というやむをえない決断に至った。

心理学部臨床心理学科は、これまでの人文学部心理学科と教養学部地域教養学科の「心理と人間行動」メジャーで心理学系教育研究を担った教員組織を母体とし、現有の教員ではカバーできていない心理学領域については、その領域を専門とする新たな教員を加え、教育内容をより充実して設置するものである。

現在いわき市には私立大学が 2 校所在しているが、心理学系の教育を行っているのは本学だけである。さらに、教員の専門は、認知心理学などの基礎分野から臨床心理学や教育心理学などの応用分野にわたっており、心理学部臨床心理学科においては、充実した心理学の研究教育を提供する基盤が備わっている。

本学は、前述したとおり、薬学部、看護学部に平成 31（2019）年度から健康医療科学部を加えて、保健・医療系人材の養成を目指している。健康については、身体的側面の健康だけでなく、心理的・社会的にも良好な状態であることが WHO で強調されている。本学において、心理学部臨床心理学科を設置し、心の健康を維持増進する知識と態度を持つ人材を養成することは、この WHO が掲げるトータルな「健康」を実現すること、および地域、職場、家庭などの社会生活の場において、貢献することに繋がる。**【資料 7：**

世界保健機関憲章】

（5）本学「心理学部臨床心理学科」の人材養成像および学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー（DP））

地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく、心の健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な心理の支援を受け、可能な限り自立した生活を送ることは自明のことである。

本学の教育理念（目的）は、「科学的根拠（サイエンス）に基づいた術（アート）を備えた慈愛（ハート）のある医療人の創生」である。

これらを踏まえて、心理学部において養成する人材像は、「心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。」とし、臨床心理学科においては「臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチする人材を養成する。」とした。

また、学部の教育研究上の目的は、養成する人材像に基づき、「①現代社会の諸問題に対し、心理学や実証科学的な観点に立ち、適切な情報処理と問題解決ができるための知識・技能を修得する。②多様な社会生活において、自分や周囲の人たちの心の健康を維持・促進するために、柔軟でバランスのとれた人間―環境理解とそれに基づいた対応ができるための知識・技能・態度を修得する。③卒業後に公認心理師の受験資格取得をめざし、保健医療や福祉、教育、その他の分野において「心の専門家」として活躍できるための基礎的な心理学の知識・技能を修得する。」こととし、学科においては「①人の生涯発達や認知機能、社会的行動について基本的な知識を身につける。②対人支援に関する知識やスキルと、メンタルヘルスに関する基礎的な知識を統合的に身につける。③円滑な対人関係を維持するための基本的な能力を身につける。④公認心理師や臨床心理士を目指す学生は、大学卒業時点では、受験資格を取得できないため、受験資格取得につながる基礎的な知識・技能・態度を身につける。」とした。

したがって、心理学部臨床心理学科において養成した人材は、心理学の観点から、地域、職場、家庭などのさまざまな社会生活の場における問題にアプローチできるようになる。

そのため、心理学部臨床心理学科のディプロマ・ポリシー（DP）を以下のように設定した。

1. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。
2. 社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。
3. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。
4. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。

（6）組織として研究対象とする中心的な学問分野

組織として研究対象とする中心的な学問分野は心理学であり、認知心理学や生理心理学といった基礎心理学から、教育心理学や臨床心理学といった応用心理学まで幅広い心理学の領域に及ぶ。

2. 学部・学科等の特色

心理学部は、平成 17（2005）年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に示された各種機能「①世界的研究・教育拠点　②高度専門職業人養成　③幅広い職業人養成　④総合的教養教育　⑤特定の専門的分野の教育・研究　⑥地域の生涯学習機会の拠点　⑦社会貢献機能」における「⑤特定の専門的分野の教育・研究」「⑦社会貢献機能」の 2 機能を主として併有する学部として設置するものである。

本学は、福島県いわき市に位置する大学として、地域に貢献できる人材を養成し、それによって地域の発展、特に東日本大震災の被害を受けた福島県の復興に寄与しなければならない。

心理学部では、いわき市をはじめとした地域のメンタルヘルスの維持増進のために役立つ人材を養成し、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチする生活者としての「心の専門家」を養成する。また、心理の支援に関する基礎的知識や技能、態度を身につけた人材を養成する。

3. 学部・学科等の名称および学位の名称

東日本大震災による被害を受けた福島県における復興を加速し、心の健康に関する基礎的な知識・技能等を有した人材を養成するため、学部の名称については、学部の趣旨、教育研究分野、国際共通性の観点から教育研究目的を的確に表している「心理学部」と

する。学部の英訳名称は、欧米諸国の多くの大学の心理学領域の学部で使用されている学部名の「Faculty of Psychology」とする。

また、心理学部は１学科構成とし、学科名称は、心の健康に関する基礎的な知識・技能等を有した人材を養成する学科であることを、社会や高校生から理解が得られるようにするため、「臨床心理学科」とする。学科の英訳名称は「Department of Clinical Psychology」とする。

以上の学部・学科名称で、地域における心の健康に関する基礎的な知識・技能等を有した人材の養成を目指す。

学位の名称は、心理学部臨床心理学科における専門性および学問分野における知識や技術を修めたものであることを踏まえ、「学士（心理学）」とし、英訳名称は「Bachelor of Psychology」とする。

4. 教育課程の編成の考え方および特色

（1）教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー（CP））

心理学部臨床心理学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー（DP））を達成するために、以下の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー（CP））を掲げ、教育課程を編成する。

1. １年次には、「大学での学び」への導入教育を行うとともに、日本語・英語・情報リテラシーの基本能力と基礎的教養の修得、ならびに健康に関する基礎的な知識を身につけるための教育を行う。そのため、全学共通教育科目のなかに、初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目、ならびに一般教養科目を配置する（DP1 と対応）。
2. 社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、働くことを通して社会に貢献する態度や意欲を醸成する教育を行うため、専門教育科目のなかに、キャリア教育分野を配置する（DP1 と対応）。
3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目のなかに、ゼミ・卒業研究分野を配置する（DP1、2、3、4 と対応）。
4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法といった技能の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、研究法分野を配置する（DP4 と対応）。
5. 基礎から応用にいたるまで幅広い心理学の知識の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心

理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに関連分野を配置する（DP2、3 と対応）。

6. 専門教育科目では、心理学を体系的に学修するため、1、2 年次には心理学の基礎的な知識・研究法を修得するための教育を行い、3 年次からはより専門性の高い心理学の知識・研究法を修得するための教育を行い、4 年次配当科目の「卒業研究」で 4 年間の学修の総括を行う（DP1、2、3、4 と対応）。
7. 卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師受験資格が取得できるよう、全学共通教育科目と専門教育科目のなかに、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する（DP1、2、3、4 と対応）

教育課程の編成にあたっては、大学への導入教育や基礎学力と教養を養う「全学共通教育科目」、および心理学の専門知識・技能を修得する「専門教育科目」の 2 つに区分し、心理学部臨床心理学科の DP を達成するために必要な授業科目を配置する。科目区分ごとの教育課程は、**【資料 8：心理学部臨床心理学科カリキュラム】**の通りである。

大区分	中区分	小区分
全学共通教育科目	初年次教育科目	－
	リテラシー教育科目	－
	外国語教育科目	
	健康・スポーツ教育科目	－
	一般教養科目	人文科学分野
		社会科学分野
		自然科学分野
専　門教育科目	キャリア教育分野	－
	ゼミ・卒業研究分野	－
	研究法分野	－
	基礎心理学分野	－
	教育・発達心理学分野	
	臨床心理学分野	－
	社会・産業心理学分野	－
	健康・医療分野	－
	関連分野	－

(2) 教育課程編成の特色

1) 全学共通教育科目

全学共通教育科目は、本学の学部学科の所属を超えて学修する科目区分であり、「大学での学び」への導入、日本語・英語・情報リテラシーの基本能力の修得、人文・社会・自然科学分野の基礎的教養の修得、ならびに自らの健康の維持をするための教育プログラムである。領域別に、「初年次教育科目」、「リテラシー教育科目」、「外国語教育科目」、「健康・スポーツ教育科目」、「一般教養科目」の5つの科目群を設け、幅広く授業科目を配置する。配当学年は、外国語の一部科目を除き、1年次からとする。各科目区分および配置する授業科目の特色は以下の通りである。

① 初年次教育科目

「大学での学び」の意義を理解して主体的に学ぶ習慣を修得するとともに、学修に必要な基礎的な能力を育成する目的で、1年次前期・後期に「フレッシャーズセミナー1」、「フレッシャーズセミナー2」の2科目4単位を必修科目として配置する。

② リテラシー教育科目

大学での学修ならびに社会生活において必須となる基本的な技能（読み書き、IT技能）を育成する目的で、1年次前期に「日本語リテラシー」ならびに「コンピュータリテラシー」の2科目2単位を必修科目として配置する。

③ 外国語教育科目

基礎的語学力を育成する目的で、1年次必修科目として「英語A1」、「英語A2」、「英語B1」、「英語B2」の4科目4単位を、2年次必修科目として「英語C1」、「英語C2」の2科目2単位を配置する。また、「韓国語1」、「韓国語2」を2年次選択科目として配置する。

④ 健康・スポーツ教育科目

健康に関する理解を深め、自らの健康を維持・増進する目的で、1年次前期・後期に「健康の科学」、「健康・スポーツ1」、「健康・スポーツ2」の3科目4単位を必修科目として配置する。

⑤ 一般教養科目

基礎的教養を幅広く修得する目的で、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の授業科目（各分野5科目10単位）を、1年次前期・後期に配置する。人文科学分野からは、「心理学概論」1科目2単位を必修科目とし、その他の選択科目から2単位、計4単位、社会科学分野・自然科学分野の選択科目からそれぞれ4単位、計12単位以上とする。

2）専門教育科目

臨床心理学科の専門教育科目は、心理学部臨床心理学科の DP を達成するために、心理学の幅広い知識の修得に加えて、心理学研究法や臨床心理アセスメントなどの技法の修得もできる教育プログラムである。領域別に、「キャリア教育分野」、「ゼミ・卒業研究分野」、「研究法分野」、「基礎心理学分野」、「教育・発達心理学分野」、「臨床心理学分野」、「社会・産業心理学分野」、「健康・医療分野」、「関連分野」の 9 分野を設け、体系的な履修ができるよう授業科目を配置する。特に 1、2 年次は心理学の基礎的知識と研究法に関する科目を配置し、3 年次にはより専門性の高い心理学の知識・研究法の修得を目的とした科目を配置し、4 年次に配置した「卒業研究」で 4 年間の学修の総括を行う。

① キャリア教育分野

社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、卒業後の進路を見据えたキャリアデザインを描き、心理学の知識・技能を活かして社会・組織に貢献する態度・意欲を醸成する教育を行うための分野である。3 年次に必修科目として「キャリアデザイン 1」、「キャリアデザイン 2」、選択科目として 3 年次に「キャリアデザイン総合演習 1」、4 年次に「キャリアデザイン総合演習 2」をそれぞれ配置する。

② ゼミ・卒業研究分野

基礎的なアカデミックスキルの修得からはじまり、専門性の高い心理学の知識・技能を修得し、4 年間の学修の集大成として卒業研究を行うための分野である。2 年次に「心理学基礎演習 1」、「心理学基礎演習 2」、3 年次に「心理学特殊演習 1」、「心理学特殊演習 2」、4 年次に「卒業研究」を配置し、いずれも必修科目とする。

③ 研究法分野

心理学の実証研究の遂行に求められる科学的な研究法（実験法、調査法など）や統計法、データ処理の知識・技能を修得するための分野である。1 年次に必修科目として「心理学統計法 1」、「心理学研究法」、2 年次に必修科目として「心理学統計法 2」、「心理学実験 1」、「心理学実験 2」、3 年次には必修科目として「心理学コンピュータ演習」、選択科目として「心理学調査概論」、「心理学発展研究演習」をそれぞれ配置する。

④ 基礎心理学分野

心理学の概要の理解、ならびに知覚、認知、学習といった人間の基礎的な心理機能の特性と神経系・生理系との関係についての知識を修得するための分野である。1 年次に必修科目として「心理学への招待」、「知覚・認知心理学」、2 年次には必修科目として「学習・言語心理学」、選択科目として「視覚心理学」、3 年次に選択科目とし

て「神経・生理心理学」をそれぞれ配置する。

⑤ 教育・発達心理学分野

人間の心理・行動の発達過程や、幼児・児童・生徒への適切な教育実践などについての知識を修得するための分野である。必修科目として 1 年次に「発達心理学 1」、2 年次に「発達心理学 2」、選択科目として 2 年次に「教育・学校心理学 1」、3 年次に「教育・学校心理学 2」をそれぞれ配置する。

⑥ 臨床心理学分野

臨床心理学の理論と実践に関する基礎的な知識・技能や、福祉や司法・犯罪分野などに関わる心理学知識を修得するための分野である。1 年次に必修科目として「臨床心理学概論」、2 年次には必修科目として「感情・人格心理学」、選択科目として「臨床心理学特講」、「福祉心理学」、「司法・犯罪心理学」、および「公認心理師の職責」、3 年次には選択科目として「心理的アセスメント 1」、「心理的アセスメント 2」、「心理学的支援法 1」、「心理学的支援法 2」、「心理演習」を配置し、4 年次に選択科目として「心理実習」を配置する。

⑦ 社会・産業心理学分野

対人関係や社会、集団、産業組織などにおける人間の心理・行動に関する知識を修得するための分野である。1 年次、2 年次に必修科目として「社会・集団・家族心理学 1」、「社会・集団・家族心理学 2」、3 年次に選択科目として「産業・組織心理学」、「人間関係論」をそれぞれ配置する。

⑧ 健康・医療分野

疾病や障害が人間の心理・行動・人体にもたらす影響に関する知識を修得するための分野である。2 年次に「健康・医療心理学」、「人体の構造と機能及び疾病」、3 年次に「精神疾患とその治療」、「障害者・障害児心理学」をすべて選択科目として配置する。

⑨ 関連分野

心理学の知識・技能を現実社会で活用する上で関連する法律や行政、福祉など関連領域に関する知識を修得するための分野である。2 年次に「関係行政論」、「社会福祉学 1」、3 年次に「社会福祉学 2」、「社会福祉学特講」をすべて選択科目として配置する。

(3) 公認心理師法施行規則等への対応

心理学部臨床心理学科の教育課程と、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」は、**【資料 9：公認心理師法施行規則、および認定心理士科目対比表】**の通りであり、公認心理師法に定める教育内容を満たしている。

5. 教員組織の編成の考え方および特色

(1) 教員組織編成の考え方

本学では、「教員組織の編成方針」を以下のように定めている。

1. 大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて、必要な教員を配置する。
2. 組織的な教育研究を行うため、教員間の連携体制を確保し、役割分担を適切に行う。
3. 教員の募集、任免及び昇格は、学内規則に基づき、公正かつ適切に行う。
4. 教員の年齢及び性別の適正な構成に配慮する。

心理学部臨床心理学科においても、この方針に基づき、教員組織を編成する。

なお、心理学部臨床心理学科では、教育上主要と認める専門教育科目の授業科目（必修科目）については、原則、専任の教授、准教授を配置しつつ、ゼミ・卒業研究分野、社会・産業心理学分野の科目では講師、助教、兼任教員も配置した。

また、心理学部は既設の教養学部地域教養学科の教員組織を母体として、新たに設置する学部であるため、教養学部地域教養学科の心理学を専門とする専任教員のうち、学年進行中に定年を迎える教員を除く 7 人（うち教授 4 人）、社会福祉学、英米文学、言語学（日本語）、および情報通信工学をそれぞれ専門とする専任教員 4 人（同 4 人）を心理学部へ配置することとした。また心理学教育の充実化に必要な教員を新規に 1 人採用し、さらに学内の附属教育研究機関（心理相談センター）から 1 名を配置する。

したがって、臨床心理学科の教員組織は、大学設置基準上の 8 人以上（うち教授 4 人以上）の教員を必要とすることを基本として、全体で 13 人（同 8 人）の専任教員組織とする。

(2) 教員の負担への配慮

専任教員の教育、研究、社会活動およびその他学内公務等の負担への配慮については、専任教員の担当科目数および担当単位数が極端に多くなることがないように、担当授業科目をバランス良く配置し、過度の教育負担のないように努めている。

専任教員の年間担当科目数および年間担当単位数は、最も多く科目を担当する教員は 13 科目、29.3 単位であり、最も少ない教員は 7 科目 13 単位、平均では 11.2 科目、22.7 単位となっている。

(3) 教員の取得学位

心理学部臨床心理学科の専任教員における取得学位は、博士 10 人、修士 3 人で教員組織全体では、約 76.9%が博士の学位を取得し、約 23.1%が修士の学位を取得している。

(4) 教員組織編成の特色

心理学部臨床心理学科では、臨床心理学の理論と実践についての教育・研究を行うため、臨床心理学分野を専門領域とする専任教員 5 人（教授 2 人、准教授 1 人、講師 1 人、助教 1 人）を配置する。さらに、基礎心理学分野や研究法分野についての教育・研究も行うため、基礎分野を専門領域とする専任教員 4 人（教授 2 人、准教授 2 人）も配置し、関連領域である社会福祉学を専門とする専任教員 1 人、ならびに全学共通教育に関わる英米文学、言語学（日本語）、情報通信工学を専門とする専任教員 3 人の計 4 人を配置する。

完成年度における臨床心理学科専任教員の年齢構成は、教授は「65～69 歳」3 人、「60～64 歳」1 人、「50～59 歳」4 人で、平均年齢は 59.4 歳である。准教授は「50～59 歳」1 人、「40～49 歳」2 人で、平均年齢 49.3 歳である。講師は「30～39 歳」1 人（35 歳）である。助教は「30～39 歳」1 人（35 歳）である。

なお、本学の定年は、定年規程により、教育職員は 65 歳と規定している。**【資料 10：定年規程】**ただし、教育職員のうち、平成 23 年 3 月 31 日までに就任したものは 70 歳と規定しており、心理学部臨床心理学科では学年進行中に定年を迎える教員はいない。

6. 教育方法、履修指導方法および卒業要件

(1) 教育方法

臨床心理学科の専門教育科目の配当年次は、心理学を体系的に学修するため、分野ごとに、科目内容の深度や科目間の関係、履修の順序性に留意し、特定の学年や学期において履修登録に偏りがないよう配慮している。特に、1、2 年次には心理学の基礎的な知識・研究法を修得するための授業科目を配置し、3 年次からはより専門性の高い心理学の知識・研究法を修得するための授業科目を配置し、4 年次には学修の総括を行うため「卒業研究」を配置している。

知識修得を目的とする科目については、講義形式を中心とした授業形態を取り、60 人程度のクラスで授業を行う。また、研究法など技能の修得を目的とする科目については、演習形式、あるいは演習形式を取り入れた講義形式による授業形態を取り、少人数のグループに分けて、丁寧に教育指導を行い、教育効果を高めるよう配慮する。

ゼミ・卒業研究分野の科目は、基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、多様な専門領域の教員による少人数教育を行う。

(2) 履修指導方法

履修指導に関わる学科ガイダンスは、すべての年次において年 2 回（4 月、9 月）実施し、特に新入生に対しては丁寧に行う。1 年次前期のガイダンスにおいては、履修のルール、具体的な履修方法について説明する。さらに、「フレッシャーズセミナー1・2」の担任を兼ねるチューターの指導のもと、1 年次の時間割を作成させる。具体的には、必修科目を優先的に時間割に配置させ、空いている時間に興味のある選択科目を配置させる。

1 年次後期以降のガイダンスにおいても、全体指導の後、半年ごとに算出される GPA や出席状況などを踏まえて、チューターが個別指導を行う。

なお、2、3、4 次年生に対しては、ゼミ・卒業研究分野科目の担当教員がチューターの役割を継承し、専門教育科目の教育のみならず、履修指導、さらには学生の生活全般について支援を行う。

また、大学設置基準第 21 条および第 27 条に基づき、授業外の学修（予習・復習）を含めて適正な学修時間を確保し、計画的な履修が行えるよう、年間の履修登録単位数の上限を 45 単位とする CAP 制を設ける。**【資料 11：履修モデル】**

他大学における授業科目の履修については、本学では、福島県内の大学と単位互換協定を締結している。本学学生が、他大学において開講している授業科目を履修する場合には、特別聴講生（授業料は無料）として、他大学で開講される一部の授業科目（以下「単位互換科目」）を履修し、修得した単位を卒業要件の単位の一部として計上することができる。他大学で履修した科目については、公認心理師に対応する科目以外のものとし、科目の内容を精査したうえで、本学の科目として振り替えることとする。

(3) 卒業要件

大学設置基準第 32 条に基づき、4 年以上在学し、全学共通教育科目 28 単位以上、専門教育科目 96 単位以上、合計 124 単位以上を修得することを卒業要件と定める。

科目区分ごとの卒業要件単位は以下の通りである。

<table>
<tr><th>大区分</th><th>中区分</th><th>小区分</th><th colspan="2">卒業要件単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="7">全学共通
教育科目</td><td>初年次教育科目</td><td>－</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td>リテラシー教育科目</td><td>－</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td>外国語教育科目</td><td>-</td><td colspan="2">6</td></tr>
<tr><td>健康・スポーツ教育科目</td><td>－</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般教養科目</td><td>人文科学分野</td><td colspan="2">4※1</td></tr>
<tr><td>社会科学分野</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td>自然科学分野</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>－</td><td colspan="2">28</td></tr>
<tr><td rowspan="10">専　門
教育科目</td><td>キャリア教育分野</td><td>－</td><td>4</td><td rowspan="9">46※2</td></tr>
<tr><td>ゼミ・卒業研究分野</td><td>－</td><td>16</td></tr>
<tr><td>研究法分野</td><td>－</td><td>12</td></tr>
<tr><td>基礎心理学分野</td><td>－</td><td>6</td></tr>
<tr><td>教育・発達心理学分野</td><td>－</td><td>4</td></tr>
<tr><td>臨床心理学分野</td><td>－</td><td>4</td></tr>
<tr><td>社会・産業心理学分野</td><td>－</td><td>4</td></tr>
<tr><td>健康・医療分野</td><td>－</td><td>0</td></tr>
<tr><td>関連分野</td><td>－</td><td>0</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>－</td><td colspan="2">96</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">124</td></tr>
</table>

※1 心理学概論（2 単位）は必修科目とする。

※2 専門教育科目における選択科目 46 単位については、履修モデルに基づいて履修指導を行う。

（4）履修モデル

心理学部臨床心理学科では、学生の入学時に「一般心理モデル」および「臨床心理モデル」の 2 つのモデルを提示し、学生の興味・関心や卒業後の進路に応じて履修モデルを選択させ、モデルに沿った履修指導を行い、体系的に心理学の知識・技能を修得させる。各履修モデルの概要は以下の通りである。**【資料 11：履修モデル】**

なお、モデルごとの定員は設けない。

1）一般心理モデル

人の生涯発達や認知機能、社会的行動など、心理学の知識を幅広くかつバランスよく修得するとともに、実証科学としての心理学の観点に立ち、適切な情報処理と問題解決ができるための技能・態度を修得し、実社会の多様な場面において活躍できる人材の養成を目指す。期待される進路は、民間企業、公務員等である。

2）臨床心理モデル

主に臨床心理学領域を重点的に学び、臨床心理アセスメントや臨床心理面接の基礎的な理論・技能を修得し、対人支援に関する知識・技能と、メンタルヘルスに関する基礎的な知識を統合的に備えた人材の養成を目指す。期待される進路は、卒業後、公認心理師や臨床心理士の資格を取得したうえで、保健医療機関の心理士、スクールカウンセラー、企業の EAP 担当、公務員（心理職）等である。

（5）卒業研究に与える単位数

心理学部臨床心理学科では、「卒業研究」を 4 年次必修科目として配置し、専任教員が指導を行う。「卒業研究」は通年で開講し、8 単位を与える。

単位数は、1 年間の学内における専任教員の延べ指導時間数、それに学生が自ら学内外で取り組む、調査・実験をはじめ、その成果をまとめた卒業論文の執筆・作成、および卒業論文発表とその発表資料（要旨）の作成などの延べ時間数を合わせ、その総学修時間数（360 時間）を基に設定した。

7. 施設、設備の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

本学は福島県いわき市の市街地から 7km ほど南下した場所に位置し、自然が豊かで、学生が学修に集中できる環境のもと、教育研究活動を行っている。

校地等面積は 456,353.86 ㎡であり、うち校舎等敷地は、123,105.00 ㎡を有している。校舎等敷地には本館、2 号館、3 号館、図書館・学習センター、講堂、6 号館、体育館、厚生館、11 号館、地域交流館、薬学部棟、野球場、テニスコート等を配置し、また、学生の休息その他の利用のために、緑地や憩いの広場等を整備しており、多くの学生が余裕をもって休息、交流等に利用している。

校舎敷地の北側には、運動場用地として陸上競技場（23,800.00 ㎡）を有している。陸上競技場の他、前述の体育館、野球場、テニスコートは、全学共通教育科目の「健康・

スポーツ教育科目」で利用しているほか、学生の課外活動においても活用されている。

心理学部においてもこれらの校地、運動場等を引き続き使用する計画である。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の校舎の総面積（基準内）は 44,822.15 ㎡あり、既設学部の薬学部、看護学部、健康医療科学部が利用している。

今般の心理学部においては、既設の 3 号館および 3 号館西棟を利用して教育研究活動を行う。

本学においては、平成 13（2001）年 4 月に人文学部に心理学科（入学定員 90 人）を設置し、平成 27（2015）年 4 月に人文学部を改組転換した教養学部（入学定員 120 人）においても、心理学を学修できる教育課程としていた。

したがって、今般の心理学部（入学定員 60 人）の教育研究活動を行うために必要な教室等の施設、機器備品等は揃っている状況であり、基本的には、既存のもので教育研究活動を行うことが可能である**【資料 12：時間割（教室配置）】**。

現在、3 号館（地上 5 階建）には、1 階から 3 階までに講義室 8 室とコンピュータ演習室 2 室（91 台、61 台）等が設置され、4 階と 5 階には、演習室 7 室、研究室 42 室、学部事務室等が設置されている。また、3 号館西棟（地上 3 階建）には、1 階から 3 階までに講義室 1 室、実験室・実習室 16 室、研究室 2 室が設置されている。

今般の心理学部の設置においては、実習に関する教育環境をさらに充実させるために、3 号館西棟の研究室が設けられている場所に、心理検査実習室、カウンセリング実習室を整備する計画である。

3 号館以外の施設のうち、2 号館（地上 3 階建）は、全学共用の施設として、AV 大講義室、アクティブ・ラーニング教室を含め、大・小講義室が 11 室設置されている。薬学部棟（地上 4 階・地下 1 階建）は、基本的には薬学部専用としているが、大・中の講義室 9 室、アクティブ・ラーニング室 1 室は共用施設として使用する。

本館（地上 4 階建）は、学長室、複数の会議室、事務室、非常勤講師控室、教員談話室、保健管理センター等が整備されている。また、2 号館と接続されており、2 号館側には、小・中講義室が 7 室設置されている。

以上のとおり、3 号館西棟の校舎の改修のほか、上記以外の校舎の講義室やコンピュータ演習室等の既設学部との共用、ならびに図書館・学習センター、体育館、運動施設、学生食堂等の全学共用施設の使用により、心理学部の新設においても、充分な教育研究環境の提供と学生諸活動における利便性を担保することができる。

設備等の整備は、心理学の専門性に応じて教育、研究活動が実施できることに配慮し、

整備することを基本的な方針とする。

前述のとおり、既存の設備により、教育研究活動の実施は可能な状況ではあるが、教育研究環境を充実させるために、新たに心理検査実習室、およびカウンセリング実習室で使用するための心理検査・カウンセリング実習室用行動記録システム、テーブル、椅子を整備する計画である。

(3) 図書等の資料および整備計画

図書等の資料は、前述のとおり、本学において心理学科、および地域教養学科が設置されていたことから、心理学系の図書や雑誌は充実しており、和書で約 9,300 冊、洋書で約 1,000 冊を収納している。さらには視聴覚資料も約 240 点を収納しており、既設の図書を使用する計画である。**【資料 13：図書館蔵書数】**

図書館（地上 3 階・地下 1 階建）については、蔵書は合計約 293,000 点（図書、視聴覚資料、電子書籍）を有し、1 階はコンビニエンスショップ、談話席、2 階は軽読書用の資料、3 階には専門図書や学術雑誌、就職関連資料を配置している。さらに地下には 120 席に情報コンセントを備えた視聴覚教室が整備されている。

図書館の 1 階から 3 階部分が接続している学習センター（地上 3 階建）は、図書館と一体的な利用が可能となっており、1 階には談話席やオープンテラス席が設けられている。2 階、3 階には閲覧席や学習用席を配置している。また、ホワイトボードや大型ディスプレイを完備したグループワーク室「STUDIO-B」を設置し、さらにパソコン、プリンタ、インターネットが利用できる「MY DESK」等、ラーニングコモンズの機能も有している。

図書館および学習センターを合わせた閲覧室の座席数は 448 席であり、心理学部を含めた本学の収容定員 1,500 人に対して十分な座席数となっている。また、利用者用コンピュータを 54 台設置しており、さらに館内では無線 LAN が利用できる環境も提供しており、情報検索や学生の学修活動において不足ない環境となっている。

情報サービスとしては本学の図書館蔵書検索サービス（OPAC）のほか、「医中誌」や「Medical Online」、「JDreamⅢ」などの医療系の外部データベースが検索できるようになっている。さらには、オンラインジャーナルも Web 上で検索できるよう整備されている。**【資料 14：外部データベース・オンラインジャーナル一覧】**

さらには、NACSIS との連動や「東北地区大学図書館相互利用」での協定により、他大学の図書および資料の提供もできるようになっている。

8. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー（AP）

心理学部臨床心理学科では、教育目標を達成するために、以下のような人の入学を希望する。

1. 人の心や行動について学んだことを活かして社会で活躍し、社会の発展に貢献したい人
2. 心理学を学ぶ上で必要とされる基礎学力（国語・英語）を身につけている人
3. 基本的なコミュニケーション力を身につけている人
4. 人間や社会に対する強い関心を持っている人
5. 思考・意欲の両面で積極的な人

(2) 入学者選抜の基本的な考え方

入学者の選抜にあたっては、心理学部の人材養成像である「心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。」を実現するために基礎学力、人間性を見極める選抜を実施することを基本とする。

人材養成像に基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき、「総合選抜型入学試験」、「学校推薦型入学試験」、「一般入学試験」、「大学入試センター試験利用入学試験」、「社会人特別入学試験」の試験区分を設けて入学者選抜を行い、多様な学生を受け入れる。

	総合選抜型	学校推薦型	一般	センター試験利用	合計
入学定員	10	30	10	10	60

(3) 入学試験の種類

1) 総合型選抜入学試験

「総合型選抜入学試験」は、普通教育を主とする学科の高校生を主な対象とし、調査書、面接に加え、プレゼンテーションもしくは小論文を通して、アドミッション・ポリシーに即して心理学部における学修の前提となる基礎学力に加えて、意欲や多様な能力があるかを多面的・総合的に判定する。実施方式を 2 つに分けて実施し、専願を条件とする。「総合型選抜入学試験」の募集定員は、10 人とする。

【面接プレゼン型方式】　（試験科目）「調査書」「面接」「プレゼンテーション」

【基礎力方式】　（試験科目）「調査書」「面接」「小論文」

2）学校推薦型入学試験

学校推薦型入試は「公募推薦」、「指定校推薦」の 2 つの区分を設けて実施する。公募推薦は、専願を条件としたもの、併願を条件としたものに分けて実施し、指定校推薦は専願を条件とする。公募推薦は、一般公募型・適性検査型・小論文型の 3 方式に分けて実施する。指定校推薦は、調査書および面接により選考を行い、学習能力・人物・志望理由を見極める。募集定員は 30 人とする。

① 公募推薦

高等学校長の推薦を受けた生徒を対象に実施する。

【一般公募型（専願）】（試験科目）「調査書」「面接」

【適性検査型（併願）】（試験科目）「調査書」「面接」「適性検査」

【小論文型（併願）】　（試験科目）「調査書」「面接」「小論文」

② 指定校推薦

本学が指定した高等学校長の推薦を受けた生徒を対象に実施する。

（試験科目）「調査書」「面接」

3）一般入学試験

一般入学試験は、前期・中期・後期に分けて実施する。調査書の提出を求め、以下のとおり教科・科目を指定して選考を行う。募集定員は 10 人とする。

（試験科目）

○ 「英語」（コミュニケーション英語 I・コミュニケーション英語 II）

○ 「国語」（（国語総合）※古文・漢文は除く）

4）大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験利用入学試験は、前期・後期に分けて実施する。調査書の提出を求め、以下のとおり利用教科・科目を指定して選考する。募集定員は 10 人とする。

（試験科目）

○ 「英語」（リスニングを含む）

○ 「国語」

5）社会人特別入学試験

社会人特別入学試験は、さまざまな経歴をもつことを考慮し、受験資格は、高

等学校卒業またはそれと同等の学力を持ち、入学時に満 22 歳に達していることとし、面接により選考を行う。募集定員は若干名とする。

（試験科目）

○ 「面接」

9. 取得可能な資格

心理学部臨床心理学科では、卒業要件単位に含まれる科目を履修することで、民間資格の「認定心理士」ならびに「認定心理士（心理調査）」を取得することができる。

また、卒業要件単位に含まれる科目を履修のうえ、指定施設での一定期間の実務経験を積むこと、あるいは大学院において省令で定める科目を履修することで国家資格「公認心理師」の受験資格が取得できる。さらに、学士課程修了後、養成大学院において指定の科目を履修することで臨床心理士の受験資格が取得可能である。**【資料 9：公認心理師法施行規則、および認定心理士科目対比表】**

心理学部臨床心理学科で取得できる資格は以下の通りである。

資格名	資格区分	取得の有無	科目履修
認定心理士	民間資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能
認定心理士（心理調査）	民間資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能
公認心理師	国家資格	受験資格取得可能（指定施設での実務経験あるいは大学院修了後）	卒業要件単位に含まれる科目を履修のうえ、指定施設での一定期間の実務経験あるいは大学院において省令で定める科目の履修が必要
臨床心理士	民間資格	受験資格取得可能（大学院修了後）	学士課程修了後、養成大学院において指定の科目の履修が必要

10. 実習の具体的計画

公認心理師受験資格取得のための学修は、公認心理師法施行規則により「心理実習」の科目で、80 時間以上の見学実習が必要とされている。

心理学部の「心理実習」においては、事前・事中・事後の指導で 44 時間、現場における実習で 84 時間、授業外に行う学修 52 時間、計 180 時間により 4 単位とし、実践的な技能が身につくよう計画している。**【資料 15：実習計画の概要】**

また、「心理実習」の履修については、以下の履修要件を設け、十分な準備のもと、実習が行われ、体験的学修における一定の水準が担保されるようにする。

【「心理実習」履修要件】

１．3 年次修了時点で GPA が 3.0 以上であること。

２．3 年次開講「心理演習」を履修し、成績が A 以上であること。

３．3 年次までに開講されている公認心理師科目の単位をすべて取得済みであること。

この履修要件については、入学時のオリエンテーションを始め、毎年のガイダンスでも繰り返し説明し、学生に周知する。

(1) 実習の目的

心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、多職種連携および地域連携、公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解について、実践的に学ぶ。これにより、心理専門職に従事するための基礎的な知識・技能・態度を身につけることを目的とする。

「心理実習」は、本学部の DP の、DP1（変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。）、DP2（社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。）、DP3（社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。）につながる体験的学修となる。

(2) 実習先の確保の状況

実習先としては、6 機関から承諾を得ている。保健医療施設が 3 機関、福祉施設が 2 機関、教育施設が 1 機関である。心理専門職の主要 5 分野のうち 3 分野の実習施設を確保した。保健医療、教育、福祉分野は臨床心理士が臨床実践を行っている領域として、大学・研究領域を除く上位 3 位を占めており、資格取得後に需要の多い分野であることからこれらの施設で実習を行うことで、心理職の一般的な実践状況を学ぶことができる。

【資料 16：実習先一覧】【資料 17：実習受入れに関する承諾書】【資料 18：臨床心理士の主たる勤務領域】

実習は、それぞれの施設に 5 人ずつを 1 グループとし、2 回に分けて実施することで、60 人全員の保健医療、福祉、教育施設での実習が可能である。**【資料 19：心理実習巡回指導計画】**

なお、本学の所在するいわき市のみでは実習施設が不足するため、福島県中通り地方において心理支援の中核を担っている福島県立矢吹病院において実習を計画している。矢吹病院での実習は、原則、郡山市、白河市等の病院の近隣地区の出身者を優先して割り当て、学生の移動負担に配慮する。学生の移動については原則として公共交通機関を使用し、安全性を担保することとした。**【資料 20：実習先位置図】**

（3）実習先との契約内容

実習においては、利用者およびクライエントとの接触が想定されるため、個人情報の保護や事故における賠償責任について、契約書に規定する。学生には事前指導時に指導する。また、起こりうる事故の注意事項についても事前指導で周知徹底する。

以上のことについて実習先と相互に確認し、契約書を締結する。**【資料 21：実習受入れに関する契約書】**

（4）実習水準の確保の方策

実習については、公認心理師の職務に即して実習計画を立てた上で、その内容が担保されるようにしている。実習先が複数になることで学生の学習経験や内容に差が生じることがないように、実習先との事前打ち合わせを行い、実習指導者と学習内容を確認している。

成績評価方法については、実習先の実習指導者と授業の到達目標や評価方法を明記したシラバスを共有することで評価に対する一定の水準を確保し、最終的に学内実習担当教員が評価を行う。

（5）実習先との連携体制

実習先との連携体制については、実習前に学内実習担当教員と実習指導者とで実習における指導の方針などについて打ち合わせを行い、実習開始まで、また実習中も常に連携がとれる体制を整える。緊急時には、臨床実習委員会委員長が窓口となり対応することとし、連絡方法については実習指導者に事前に連絡する。

（6）実習前の準備状況（感染予防対策、保険等の加入状況）

まずは、4 年次の健康診断を受診していることを第一に、インフルエンザなど季節性疾患が想定される時期においては、予防接種をはじめ、体調管理や体調不良の徴候に関する知識、感染予防の知識を事前指導に取り入れ、予防対策を徹底する。保険に関しては、全員、学研災付帯賠償責任保険への加入を済ませる。

また、実習中に知り得た情報、公共の場での話題、SNS などでの情報の取扱いについては事前指導および関連講義の中で複数回に渡って繰り返し指導し、徹底する。

（7）事前・事中・事後における指導計画

施設における実習の前に、学内において事前指導を 16 時間行う。内容としては、各実習分野における（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、（イ）多職種連携および地域連携、（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解に焦点を当てる。

また、実習先について調べ、レポートにまとめ、発表することを通して、実習先についての理解を深める。なお、実習前に誓約書を提出し、実習中の遵守事項について確認する。**【資料 22：誓約書】**

3 週間にわたる実習中には、1 施設での実習が終わるたびに学内において事中指導を 4 時間行い、終了した実習先での実習内容を共有し、次の実習施設における実習に向けて準備をする。

各実習施設での実習が終わった後、学内において事後指導を 20 時間行う。内容としては、事前指導で焦点を当てた（ア）から（ウ）の内容について、振り返り、各臨床分野における特徴、そこでの心理職従事者の責務や役割について理解を深める。

実習の手引きに沿って、「心理実習」科目の学習目標や授業の内容、実習内容や実習施設の概要、実習記録の必要性、実習にあたっての留意点などについて実習前の準備をし、実習後に振り返り、総括する。**【資料 23：実習の手引き】**

（8）教員および助手の配置並びに巡回指導計画

実習の巡回指導については、実習担当教員 5 人が担当することとする。移動に際しては、自動車を使用し、1 週間の実習期間中最低 1 回は巡回指導をする。実習先は、いわき市 5 施設、西白河郡 1 施設であり、5 人の実習担当教員はそれぞれ十分な巡回指導が可能となるように学内授業の時間割を編成している。**【資料 19：心理実習巡回指導計画】**
【資料 24：「心理実習（4 年前期）」担当教員時間割と巡回指導計画】

（9）実習施設における指導者の配置計画

各実習施設には最大５人の受け入れの承諾を得ており、各実習施設には最低でも１人の実習指導者がおり、実習の要件を満たしている。また、それぞれの実習指導者は、法令により定められた５年以上の経験をもつ臨床心理技術者、精神科医、あるいは心理支援の経験を持つ者であり、それぞれの臨床分野に関する高い見識と充分な実務経験を有しており、実習指導者として十分な能力を有している。

実習指導者とは、実習担当教員が事前に実習の到達目標等に関する打合せを行い、共有を図ることで、実習内容を一定水準に保ち、学生間で差が出ないようにする。

（10）成績評価体制および単位認定方法

成績評価方法については、授業の到達目標や評価方法を明記しているシラバスを実習先と共有し、評価水準を統一する。実習記録簿の中に、実習指導者によるコメントの記入を求め、それらを参考にして、最終的に学内実習担当教員が総合的に評価を行う。**【資料 25：実習記録簿】**

11. 管理運営

本学では、教学に関する管理運営を適切に行うため、学則および諸規程において、以下の会議体等の設置を定め、大学運営に関する審議等を行っている。

また、本学では教学担当、学生担当および広報担当の副学長を配置し、教育・学生の学修支援・課外活動支援等に関する学長の職務を補佐する体制をとっている。

（1）大学評議会

① 大学評議会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、図書館長、地域連携センター長、心理相談センター長、学部所属教授各２人をもって組織する。

② 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。

③ 大学評議会は学長の諮問に応じて、以下の事項を審議する。

○ 教育、研究に関する全学的重要事項

○ 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項

○ 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項

○ 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項

○ その他必要と認められる事項

(2) 学部教授会

① 学部教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

② 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

③ 教授会は、当該学部に関わる以下の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

○ 学生の入学及び卒業に関する事項

○ 学位の授与に関する事項

○ その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

(3) 学部長会

① 学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、事務局長をもって構成する。学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。

② 学長は、学部長会を招集し、その議長となる。

③ 学部長会は、大学全体の運営に関する事項の連絡調整を行う。

(4) 委員会

1) 諮問委員会

諮問委員会は、学長が必要に応じて設置できる委員会として学則に規定されている。諮問委員会は学長が必要と認めた者で組織される。委員長は学長が指名し、委員長が委員会を招集し、議長となる。現在設置されている諮問委員会は以下のとおりである。

○ 自己評価委員会

○ 入試・広報委員会

○ 教務委員会

○ 学生生活委員会

○ キャリア・就職委員会

○ FD・SD 委員会

○ 大学入試センター試験実施委員会

○ 研究倫理委員会

○ 全学教育委員会

○ ファウンデーションコース（留学生別科）委員会

2）附属教育研究機関等の運営委員会

○ 図書館運営委員会

○ 地域連携センター運営委員会

○ 心理相談センター運営委員会

○ 保健管理センター運営委員会

3）学内規程に基づく委員会

○ 労働安全衛生委員会

○ 個人情報運用管理委員会

○ 個人情報保護委員会

○ ハラスメント防止・対策委員会

○ 遺伝子組換え生物等委員会

○ 奨学生選考委員会

○ 動物実験委員会

○ バイオセイフティ委員会

○ 生涯学習運営委員会

○ 防火・防災管理委員会

○ 不正防止計画推進委員会

○ 障害学生支援委員会

4）学部内委員会

上記全学の委員会のほか、心理学部では、既設学部と同様に学部内委員会を設置し、学部運営に関する連絡調整を行う。

○ 運営委員会

○ 学年主任連絡会

○ カリキュラム委員会

○ 臨床実習委員会

○ 入試広報委員会

○ 就職委員会

○ FD 委員会

○ 自己点検評価委員会

○ 教員人事在り方検討委員会

以上のとおり、学則および各会議体の運営細則に則り、大学評議会や学部教授会、その他の会議体で審議および協議等を行い、それに基づいた大学運営を行うことにより、大学全体の円滑かつ適切な管理運営を行う体制が整っている。**【資料 26：心理学部内委員会一覧】**

12. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の取組

本学では、「本学の教育・研究水準の向上を図り、本学設置の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」ことを目的に、平成 5（1993）年に自己評価運営委員会を設置し、学則にその旨を明記する（学則第 64 条）とともに、「自己評価運営委員会規程」および「自己評価実施委員会細則」を制定して、大学として恒常的に自己点検・評価を行う体制を整えてきた。

平成 25（2013）年度からは、自己評価運営委員会を改編して自己評価委員会とし、「自己評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価を実施している。

平成 15（2003）年度の学校教育法の一部改正により、すべての大学に対して義務づけられた認証評価機関による評価（以下「認証評価」） に対しては、自己評価委員会の主導による自己点検・評価が実施されており、直近では平成 23（2011）年度に公益財団法人大学基準協会（以下、「基準協会」という）より「適合」の認定を受けている。

自己評価委員会は、全学において不断の改革を推進していくための統括的かつ恒常的な組織体制として位置づけられており、心理学部においても、全学の自己点検・評価体制のもとで基準協会の認証評価を基盤とした自己点検・評価を実行している。

(2) 自己点検・評価の実施体制

自己評価委員会は、学長により指名された委員長、各学部を代表する教員、事務局、その他学長が必要と認めた者で構成され、自己点検・評価の全体的統括を行っている。自己評価委員会の所掌事項は、①自己評価の基本方針の策定に関すること、②自己評価の実施計画の大綱に関すること、③自己評価の結果の公表に関すること、④その他自己評価に関する必要な事項、である。自己評価委員会のもとに、必要に応じて自己評価実施委員会を設置し、認証評価に対応し得る水準で、自己点検・評価を実施する体制が整っている。

(3) 認証評価

基準協会の定める点検・評価項目（①大学の理念と教育目標、②教育研究組織、③教育研究の内容・方法、④学生の受入、⑤教育研究のための人的体制、⑥研究活動と研究環境、 ⑦施設・設備等、⑧図書館、⑨社会貢献、⑩学生生活、⑪管理運営、⑫財務、⑬事務組織、⑭自己点検・評価、⑮情報公開・説明責任）について、自己点検・評価に係る全学的な作業を行い、平成 18（2006）年 3 月に「いわき明星大学自己点検・評価報告書 2005」を作成した。

同報告書をもって、当初の計画のとおり基準協会の認証評価を申請し、平成 19 年 3 月に基準協会の定める 大学基準に「適合」していると認定され、正会員として承認された（認定期間：平成 19（2007）年 4 月～平成 24（2012）年 3 月）。

その後、平成 22（2010）年度には前回と同様に基準協会が定める点検・評価項目（①理念・目的、②教育研究組織、③教員・教員組織、④教育内容・方法・成果、⑤学生の受入、⑥学生支援、 ⑦教育研究等環境、⑧社会連携・社会貢献、⑨管理運営・財務、⑩内部質保証）について全学で作業を実施し、平成 23 年 4 月に「いわき明星大学自己点検・評価報告書 2010」を作成し、基準協会に提出した。報告書の提出を受けた基準協会による実地視察を経て、平成 24（2012）年 3 月に、引き続き基準協会が定める大学基準に「適合」していることが認定された（認定期間は平成 24（2012）年 4 月～平成 31 年（2019）3 月）。

以上、2 回の認証評価にあたって作成した「いわき明星大学自己点検・評価報告書 2005」および「いわき明星大学自己点検・評価報告書 2010」の全文は本学の Web サイト上に掲載し、広く社会一般に公開している。

平成 30（2018）年 4 月には基準協会の定める点検・評価項目（①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営、財務）について、自己点検、評価報告書として取りまとめ提出した結果、大学評価（認証評価）結果において、「学生の受け入れ」「教員・教員組織（大学院）」における問題点が指摘されたことから、平成 30（2018）年度における判定が保留となり、平成 33 年（令和 3（2021））年度までに再評価を行ったうえで、判定されることとなった。

(4) 改善活動への取組

平成 23（2011）年度の大学評価において、基準協会より指摘された努力課題については、自己評価運営委員会で内容を検討するとともに、各部局にフィードバックして全学および各部局で具体的な改善計画を作成した。その後、その計画に基づいて順次改善活

動に取り組み、平成 27（2015）年 3 月には改善をほぼ完了し、同年 7 月に基準協会へ「改善報告書」を提出した。

また、平成 30（2018）年度における判定が保留となっていることに対して、指摘された「学生の受け入れ」と「教員・教員組織」について対応を検討している。

「学生の受け入れ」については、教養学部の入学定員に対する入学者数比率が著しく低いことに起因して、大学全体の受け入れが低調となっていることについて指摘があったため、薬学部をはじめ、令和 2（2020）年度に完成年度を迎える看護学部、および令和 4（2022）年度に完成年度を迎える健康医療科学部においても、確実に学生が確保できるよう引き続き学生募集に努める。

「教員・教員組織（大学院）」については、大学院の教員組織が、大学院設置基準上必要となる研究指導教員数、研究指導補助教員数、同基準上原則として必要となる教授数に経年的な不足が見られる研究科があることについて指摘があり、これに対しては、学内教員の昇任、研究科の改組、平成 31（2019）年 4 月に開設した健康医療科学部の教員により充足させる予定である。

なお、今般の大学評価（認証評価）結果に対しては、改めて平成 31（令和元（2019））年度に申請を行う予定である。

教員の授業改善については、FD・SD 委員会が中心となり、定期的に全教職員を対象とした FD・SD 研修会（年 2 回）を開催しているほか、すべての開講科目について授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は教員にフィードバックされるとともに、学内専用サイトに掲載し、教職員だけでなく全学生が閲覧することができる。

13. 情報の公表

（1）公表の取組

受験生をはじめ、在学生や保護者、また、広く社会に対して、大学の現況や活動を公開するため、本学では紙媒体による刊行物だけではなく、公式 Web サイト、SNS、大学ポートレートを通じて情報発信を積極的に行っている。

教育研究上の基礎的な情報や修学上の情報としては、①大学全体および学部・学科における教育研究上の目的（人材養成の目的を含む）・目標・方針、②大学への入学や学修環境に関する情報、③学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準）、④卒業生の進路状況に関する情報、⑤研究内容と成果の概要、⑥社会活動および財務状況に関する情報、について情報公開を行っている。

また、さらに大学の状況をより多面的に伝える情報として、①教員一人当たりの学生数や収容定員充足率、年齢別・職位別教員数等の教員の情報、②入学者数の推移、退学・

除籍・中退・留年率、社会人学生数、留学生数および海外派遣学生数等の学生の情報、③社会貢献活動や大学間連携・産官学連携といった社会貢献等の情報についても積極的に公開している。

本学は、情報公開を教育研究機関として説明責任を果たす重要な使命と考え、健全性を示す一方、教育研究成果の公表による社会貢献の一環として、今後も積極的な公開に努めていく。

(2) 項目別公開状況

教育情報を公表している本学のホームページのアドレスは下記のとおりである。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

教育目標　http://www.isu.ac.jp/information/spirit.html

年報　http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/annual_report.html

2) 教育研究上の基本組織に関すること

組織　http://www.isu.ac.jp/information/org/

年報　http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/annual_report.html

3) 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員数　http://www.isu.ac.jp/information/org/number.html

学位及び業績　http://www.isu.ac.jp/ed/staff/

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシー　http://www.isu.ac.jp/exam/policy.html

学生数・収容定員　http://www.isu.ac.jp/information/org/number.html

就職実績　http://www.isu.ac.jp/job/data.html

年報　http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/annual_report.html

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

シラバス　http://www.isu.ac.jp/syllabus/

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

３ポリシー　http://www.isu.ac.jp/information/policy.html

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップ　http://www.isu.ac.jp/information/campus_map.html

施設・建物　http://www.isu.ac.jp/information/facilities.html

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

入学金・授業料等　　http://www.isu.ac.jp/exam/nyugakukin.html

9）大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

保健管理センター　　http://www.isu.ac.jp/hoken/index.html

10）その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果　等）

学則・大学院学則　　http://www.isu.ac.jp/information/regulations.html

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

（学則第 10 章参照）

設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況報告書

http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/

自己点検・評価報告書

http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/jikotenken.html

年報　http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/annual_report.html

14. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学における FD は、平成 21（2009）年度に全学の FD 委員会が学長諮問委員会として組織化されて以降、全学をあげて取り組んでいる。

平成 23（2011）年度には、学部単位の FD 委員会が薬学部以外の学部にも設置され、個々の教員の教授法、授業への取り組み姿勢、学生指導の在り方を日常的に検討・改善できる場として、活用されている。

平成 24（2012）年度には、これまで自己評価運営委員会授業評価専門部会が実施していた学生による授業評価と、全学の FD 委員会が評価基準を大幅に見直し、「授業改善アンケート」として前・後期 2 回の調査を実施し、その結果を各教員にフィードバックするとともに Web サイト上に公開している。さらに授業の質保証の観点から、現状の授業の実態を把握し、教員相互に助言し合う形式によるピア・レビューを構築し、優秀教員に対する顕彰制度も設けられている。

本学の FD 活動の一環として、全教員参加型のワークショップを含む実質的な研修会がある。基本的に年 2 回実施される研修会には職員も加わり、教職協働体制を構築してきた。平成 26（2014）年度からは委員会の名称も FD・SD 委員会に変更し、名実ともに教職協働体制をとっている。研修会の成果は FD 報告書としてまとめ公開している。

第 1 回全学 FD 研修会は平成 21（2009）年度に開催し、外部講師による基調講演を踏まえて、「いわき明星大学へのニーズとは何か、そして、その対策は？」「科目設計：適

切なシラバスの作成」の課題でワークショップを実施した。第2回以降も、テーマを立て、その領域の第一人者に基調講演を依頼し、それを踏まえた具体的な課題のもとでワークショップを実施するスタイルを踏襲し、各学部から選出されたFD・SD委員会のメンバーは、すべての研修会の企画・運営に携わり、ワークショップにおけるファシリテーターの役割を担っている。

心理学部においても、全学のFD・SD委員会と連携したFD委員会を設置し、教員や組織の教育力を高めるためのFD・SD活動を実施し、FD・SD研修会のテーマとして、地元に詳しい専門家に講演を依頼する等、地域の特性を踏まえたFD・SD活動等を行う。

なお、平成22（2010）年度～平成30（2018）年度までのFD・SD研修会のテーマは次のとおりである。

○ GPA制度の概要とその運用から見えてきたもの
○ 質保証時代の学士課程教育の在り方を考察する
○ カリキュラム・ツリーの作成を通して、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム全体の体系性・整合性を検証する
○ 自校教育-授業「いわき明星学（仮)」の構想を練ることを通して、いわき明星大学の個性（特性）やアイデンティティーの明確化を目指す
○ 各学部で実践する恒常的なFD活動の成果や問題点を全学教職員で共有し合い、本学の教育の質保証をめざす
○ 教育（授業）の質保証を目指し、継続的な授業改善システムの構築と実践のための提案をする
○ 学生を主体的な学び（能動的学修）へ導く、いわき明星大学の教育とは
○ いわき明星大学の教育基盤を形成する「初年次教育」の構築と実践に向けて
○ いわき明星大学の教育の質的転換に繋がるeポートフォリオ活用と実践に向けて
○ 主体的な学びを実現するアクティブ・ラーニングの実践に向けて
○ 大学ガバナンスを支援する「IR」とFD・SDのリンケージ
○ 経営改善に向けて本学がとるべき戦略とその実質化を図る
○ いわき地域で必要とされる大学になる道を切り開くために
○ いわき地域で必要とされる大学になるための具体的展開
○ 深い学びにつながるアクティブ・ラーニング型授業実践に向けて
○ 成績評価指標と評価基準を明確化し、ルーブリック評価を構築するために
○ ルーブリック評価の導入と実践に向けて全学的な共通認識を図るために
○ manab@IMUの積極的な活用に向けて
○ ICT活用による授業改善の実践

15. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

(1) 教育課程内の取組

全学共通教育科目においては、「フレッシャーズセミナー1」「フレッシャーズセミナー2」を 1 年次の必修科目として配置し、大学生としての学修のために必要な基礎的かつ汎用的な能力を育成するとともに、社会で通用する適切な習慣・態度を修得することを教育目標に掲げる。

また、専門教育科目においては、キャリア教育分野を配置し、社会人として必要な知識・技能を修得するとともに、卒業後の進路を見据えたキャリアデザインを描き、仕事を通して社会に貢献する態度・意欲を醸成する教育を行う。具体的には、「キャリアデザイン 1」、「キャリアデザイン 2」を配置し、社会人・職業人として働くことの意義や重要性の理解、人生設計や職業観、具体的な職業・進路選択に対する意識の醸成を図る。また、選択科目として「キャリアデザイン総合演習 1」、「キャリアデザイン総合演習 2」を配置し、各学生が目指す卒業後の進路に応じて、それぞれの進路で必須とされる課題が達成できるよう支援する。

さらに、専門教育科目では、公認心理師などの心理の支援の専門家を目指す学生に、心理の支援に関する基礎的知識・技能の修得、心理職の役割や職責、具体的な業務などの理解、心理の支援の専門家として社会に貢献する態度・意欲の醸成を図るため、臨床心理学分野に「公認心理師の職責」、「心理演習」、および「心理実習」を配置する。

(2) 教育課程外の取組

本学では、進路支援のために複数の正課外講座を実施している。**【資料 27：進路支援に関連する正課外講座一覧】**

また、復興支援に関わるボランティア活動をはじめ、地域の各種ボランティア活動に学生が参加しているほか、地域連携センターが実施する連携プロジェクトにも参加している。学生は各種ボランティア活動や連携プロジェクトへの参加をとおして、社会人に求められる知識や能力とは何かを理解し、それらの知識や能力を獲得する良い機会となっている。心理学部においてもさまざまなボランティア活動や連携プロジェクトに積極的に参加することを促し、社会人に求められる知識や能力を修得させる。

(3) 適切な体制の整備

本学では、事務局に学生課を設け、学生のキャリアサポートを行う専任職員 1 人を配置し、教員をはじめ、他の職員と連携しながら、学生相談、就職指導、求人票管理、学生へのデータ提供、企業応対、資格・就職試験対策講座の企画運営等に取り組み、学生

の基礎学力の向上から社会人としての将来設計に至るまで、全学年をとおして学生を支援する体制を整えている。**【資料 28：社会的・職業的自立に関する体制図】**

設置の趣旨等を記載した書類【資料】
目　次

【資料 1】文部科学省 WEB サイト（写）「CLARINET へようこそ　第３章　スクールカウンセリング」
【資料 2】官報（労働安全衛生規則の一部を改正する省令）
【資料 3】平成 29 年度福島県精神保健福祉センター所報
【資料 4】心理相談センター総面接件数の月間比較（年度比較）
【資料 5】心理相談センター外部委託事業一覧
【資料 6】都道府県別・臨床心理士数と指定大学院・専門職大学院数一覧
【資料 7】世界保健機関憲章
【資料 8】心理学部臨床心理学科カリキュラム
【資料 9】公認心理師法施行規則、および認定心理士科目対比表
【資料 10】定年規程
【資料 11】履修モデル
【資料 12】時間割（教室配置）
【資料 13】図書館蔵書数
【資料 14】外部データベース・オンラインジャーナル一覧
【資料 15】実習計画の概要
【資料 16】実習先一覧
【資料 17】実習受け入れ承諾書
【資料 18】臨床心理士の主たる勤務領域
【資料 19】心理実習巡回指導計画
【資料 20】実習先位置図
【資料 21】実習受入れに関する契約書
【資料 22】誓約書
【資料 23】実習の手引き
【資料 24】「心理実習（4 年前期）」担当教員時間割と巡回指導計画
【資料 25】実習記録簿
【資料 26】心理学部内委員会一覧
【資料 27】進路支援に関連する正課外講座一覧
【資料 28】社会的・職業的自立に関する体制図

CLARINET へようこそ

第 3 章 スクールカウンセリング

Ⅰ スクールカウンセリング

1. スクールカウンセリングとは

スクールカウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を援助する活動であり、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの学校教育目標と同じ目的を持つ活動である。米国などでは、スクールカウンセリングは専門的資格を持つカウンセラーの業務として扱われているが、在外教育施設においては、学校カウンセリングを、カウンセリングマインドを持った教員が、全ての児童生徒を対象とし、児童生徒の人間形成に関わる諸問題に対して援助していく総合的な教育活動と位置づけている。

カウンセリングは、人間の心理や発達の理論に基づく対人援助活動であり、個人の成長を促進し対人関係の改善や社会的適応性を向上させることから、様々な領域の対人援助サービスの専門家がそれぞれの場面で活用している。学校教育においても、カウンセリング心理学に基づくアプローチが児童生徒の人格形成や様々な問題解決に有効であることから、教員を中心としたスクールカウンセリング活動が実施されている。

海外で暮らす子供達とその家族は、日本国内とは異なる文化、生活習慣、言語環境で生活しており、言語取得、学習、健康、進路、対人関係などの多様な問題を抱えている。また、治安の問題や自然災害などにより危機的な事態に遭遇する可能性も高く、国内以上に地域・家庭での教育的な経験が不足する傾向があり、子供達の「生きる力」を育てることが重要な課題となっている。これらの諸課題に対処するために、在外教育施設においては、スクールカウンセリング活動に積極的に取り組むことが必要といえる。

2. スクールカウンセリングの特徴

スクールカウンセリングには、次のような特徴がある。

(1)教育モデルによるカウンセリング

スクールカウンセリングは、原因を追及し病気を治療する治療モデルではなく、問題を抱えている児童生徒と関わり、児童生徒の問題を解決する力を引き出すことを援助する教育モデルによる活動である。

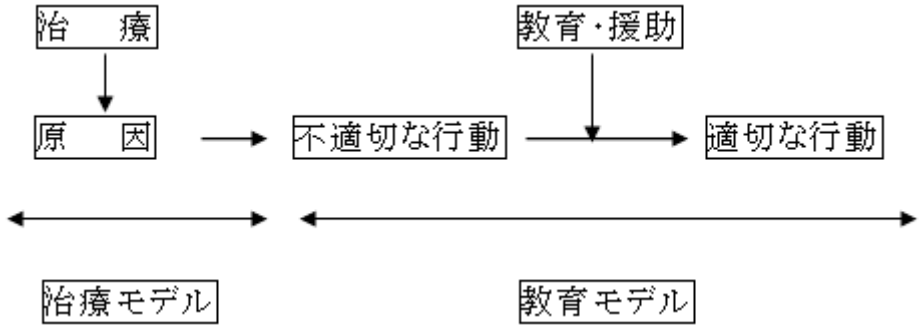

図 11　治療モデルと教育モデル

（田上不二夫 1999　実践スクールカウンセリング　金子書房より引用）

精神的な障害がある場合には専門的な治療が必要になることもあるが、その様な場合においても、医師や臨床心理士などと連携し、児童生徒の持つリソースを見出し、対処スキルを高め、心理的混乱を解決することなどのストレス耐性を向上させる教育モデルによる援助が重要になる。

(2)開発的・予防的・問題解決的援助

スクールカウンセリングは、開発的カウンセリング・予防的カウンセリング・問題解決的カウンセリングの援助段階に分けて考えることができる。

① **開発的カウンセリング**

将来、児童生徒が自立して豊かな社会生活が送られるように、児童生徒の心身の発達を促進し、社会生活で必要なライフスキルを育てるなどの人間教育活動を行う。全ての児童生徒を対象とし、教科学習や特別活動、総合的な学習など、学級、学校全体の教育活動を通して、児童生徒の成長を促進する。

② **予防的カウンセリング**

児童生徒一人ひとりについて、性格、現在の状況、ストレス、悩み、問題などを把握し、問題が発生しそうな児童生徒に予防的に働きかけ、本人が主体的に自らの力で解決できるよう支援する活動を行う。

③ **問題解決的カウンセリング**

問題の発生は、開発的、予防的カウンセリングを行うことで低減されることになるが、人生を生きていく上では、様々な問題に直面する。このような問題

については、カウンセリング的アプローチにより問題の解決や不適応状態からの回復を援助する。

(3)学校教育現場・日常生活の場で行われる

学校生活の場・日常生活の場で行われるため、随時、実施する機会がある。休憩時間、放課後、行事や授業など様々な場面を利用し、児童生徒の自己管理や他者理解を深めさせ、自己コントロール力や対処スキルを向上させることができる。

(4)多様なアプローチが可能

対面でのカウンセリングによる個人へのアプローチは基本であるが、スクールカウンセリングでは、授業、学級経営、学校全体の取り組み、家族や友人への働きかけなど様々なアプローチを総合的に実施することで、相乗的な効果を引き出すことができる。

(5)チームによる支援

学校カウンセリングの特徴は、チームによる支援である。いじめ、不登校、校内暴力など様々な問題が発生するが、担任教員一人で抱えていても解決しないことが多い。学校全体で、あるいはいろいろな人達とチームを組み、集団の知を活用し、学校全体が一貫性のある関わりをすることで、多くの問題を解決することができる。

3. 開発的カウンセリング

開発的カウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を促進し、社会生活で必要なライフスキルを育て、困難な問題に対処する力やストレス耐性を高める活動である。活動の視点として、「人権教育」「ライフスキル教育」「キャリア教育」などがある。これらは、生涯にわたる発達課題達成の支援であり、全ての児童生徒が対象となる。教科学習や特別活動、総合的な学習などの学級、学校全体の教育活動を通して実施する。

＜人権教育＞

人権教育では、全ての国々のひとり一人が、人として生きる権利を平等に持っていること、個人は自らの人生を主体的に生きる自由があるが他人の権利を奪ってはならないこと、その為に話し合いが必要であり、その結果、お互いの権利を守るために約束、ルール、法律、憲法などが決められていることなどを理解させる。

【基本的人権の児童生徒への説明例】

①安全である（安心・平和である）権利

②自分を尊重する（自信をもつ）権利

③自分で決める（自由である）権利

④仲良くする（友達をもつ）権利

＜ライフスキル教育＞

WHO（世界保健機関）は、どの時代、どの文化社会においても、人間として生きていくために必要な力があるとし、それをライフスキルと定義した。

「ライフスキルとは、日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力である。」（World Health Organization；Life Skills Education in Schools 1994 より引用）

ライフスキルには、次の 10 のスキルがある。

（1） 意思決定（Decision making）

生活に関する決定を建設的に行う力。様々な選択肢と各決定がもたらす影響を評価し、主体的な意思決定を行うことにより望ましい結果を得る。

（2） 問題解決（Problem solving）

日常の問題を建設的に処理する力。

（3） 創造的思考（Creative thinking）

どんな選択肢があるのか、行動の結果がもたらす様々な結果について考えることを可能にし、意思決定と問題解決を助ける。直接経験しないことを考える、アイデアを生み出す力。

（4） 批判的思考（Critical thinking）

情報や経験を客観的に分析する能力。価値観、集団の圧力、メディアなど、人々の態度や行動に影響する要因を認識し、評価する力。

（5） 効果的コミュニケーション（Effective communication）

文化や状況に応じた方法で、言語的または非言語的に自分を表現する能力。意見・要望・欲求・恐れの表明やアドバイス・援助を求めることができる。

（6） 対人関係スキル（Interpersonal relationship skills）

好ましい方法で人と接触・関係の構築・関係の維持・関係の解消をすることができる。

（7） 自己認識（Self-awareness）

自分自身の性格、長所と短所、欲求などを知ること。

（8） 共感性（Empathy）

自分が知らない状況に置かれている人の生き方であっても、それを心に描くことができる能力。共感性を持つことで、人々を支え勇気づけることができる。

（9） 情動への対処（Coping with emotions）

自分や他者の情動を認識し、情動が行動にどのように影響するかを知り、情動に適切に対処する能力。

（10）ストレス・コントロール（Coping with stress）

生活上のストレッサーを認識し、ストレスの影響を知り、ストレスレベルをコントロールする。ストレッサーに適切に対処し、リラックスすることができる。

＜キャリア教育＞

キャリア教育とは、児童生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、社会人として自らの人生を主体的に生きる力を育てることである。

在外教育施設において、国際結婚による子供達の比率が高まっており、日本に帰国することを前提とする進路選択だけでなく、現地の学校に進学あるいは就職するケースも増えてきている。このようなケースでは、中学卒業後の進路を選択することが、国際人としてどのように生きていくかという人生の岐路であることがある。一方、治安や環境上の制約から生活の基本的な体験が少なく、社会体験や職業についての理解がほとんど育っていない児童生徒もいる。

キャリア教育では、

①生き方についての関心の高揚
②自己理解（欲求、適性、価値観、性格など）を深める
③国際社会の仕組みや職業理解を深める
④人生の目標など長期的展望を持たせる
⑤目標に向けての進路や実現の具体的な活動を考える
⑥自分の意思で進路を決定する
⑦必要なスキルや知識を学習する

など人生の生き方を考える教育を系統的に進めることが重要である。

在外教育施設で培われた国際的な経験は、将来大きな成長の糧になると考えられるが、日本社会は異文化や個性を尊重する精神が育っていないため、これらの体験を否定的にとらえる傾向がある。このような国際的な環境で育つ児童生徒のキャリア教育は、派遣教員自身が国際理解・現地理解を深めるとともに、キャリア意識を持ち実施していく必要がある。

＜対話のある教育＞

対話は、自立した個人と個人の対等な相互尊重、相互理解による協働活動である。対話を通じて、自己理解、他者理解が深まる。話を聞くことは、相手の存在を認め尊重することであり、理解することは、自分とは異なる考えを受容することである。話すことは、自己を尊重する行為であり、話を傾聴し受容してもらう体験は、自己信頼感・他者信頼感を育てる。対話により、意識のレベリングが行われ、協働作業が可能となる。また、相互尊重の対話により創造的な思考が活性化する。

教育における対話には、次の種類がある。

①自己との対話：自分の考え・感情を纏める・ひらめき・気づき
②2 者間の対話：2 者間での話し合い、児童生徒と教員とのやりとり
③グループ内対話：小集団での話し合い
④グループ間対話：異なる文化・立場のグループ間での話し合い
⑤全体対話：大規模な集団全体での対話

対話のある教育には、次の効果がある。

①存在の確認：居場所が与えられ、承認される。
②主張／表現：自分の意見を主張・表現する場である。他者が意見を主張・表現する場である。
③理解／受容：自分の意見が理解・受容される場である。相手の意見を理解・受容する場である。
④意識の共有化：対話のプロセスは、お互いの意識の相違点を明らかにし、相違を認識した上での協働作業を可能にする。
⑤知の創造：話す時に意識化が起き、考えの結晶化が進む。異なる価値観、考えが刺激となって新たな連想、発見が生まれる。相互作用が進展し対立は新たな知に統合される。よい対話は、創造的思考を促進する。

4. 予防的カウンセリング

「対処できないと予想される生活環境ストレッサーがある」「緊張や不安が強い」「不登校傾向がある」「不定主訴がある」などそのまま放置しておくと問題の発生が予測される場合には、個別的な配慮が必要となる。予防的カウンセリングは、児童生徒の話を良く聴き、児童生徒の気持ちを理解するとともに、児童生徒を取り巻く環境・状況を正しく把握し、適切なアドバイスやスキル教育、環境（学級や家庭など）調整などを行い、問題の発生を未然に防いでいく。ラポールの形成と情緒的な支えが重要であり、スモールステップでスキルアップを行い、自己肯定感を高めていく。

問題点や原因を指摘するのではなく、どのように解決したいのか、解決に役立つリソースは何か、具体的にできる行動は何かを共に考え、実践する中で、自信を育てていくことが問題の発生を未然に防ぐことになる。第 2 章「Ⅱ　ストレスへの対処」などが役に立つ。身体的な訴えや症状がある場合には、休息や睡眠、栄養、運動などの身体の基本的な習慣を整えるとともに、各種リラクセーション法を実行することで、心身の回復が促進される。

個人の対処能力や解決法で対処できない課題に直面した場合に、一人で問題を抱え込まないよう気軽に相談できる体制を事前に作ることが大切である。その為には、日常的な関わりの中で信頼関係を構築することが基本となるが、担任には相談できない問題もあり、相談箱の設置、相談日の設定など、気軽に相談できるシス

テムを考えることが必要である。また日常から児童生徒を良く観察し、授業時間以外の時間帯（休憩時間、放課後、家庭や休日など）で起きていることも把握するように心がけることが大切である。

5. 問題解決的カウンセリング

問題が発生した場合は、①本人の訴えを良く聴き、本人の気持ちを支えることが基本となる。また、②本人だけでなく関係する人達からも情報を収集し、事実関係や問題の発生と継続させる要因を検討する必要がある。しかし、問題の原因が明らかになっても原因を取り除けるとは限らない。③本人の肯定的側面、うまくできていること、解決したい気持ちに焦点をあて、④達成可能な肯定的目標を設定することにより、⑤自信ややる気を引き出しつつ、⑥解決に向けた具体的な行動を援助していく。

問題解決には、個人に対するアプローチだけでなく学級や家族などの本人を取り巻く環境へのアプローチも重要である。その環境づくりのためにも、チームによる教育相談の体制を構築することが望ましい。

＜チームによるケース会議＞

児童生徒の全体像や取り巻く環境について正しく理解するためには、児童生徒にかかわる人達の情報を総合的・多面的に検討する必要がある。

また、その問題解決についても、一人での発想には限度があるが、チームによるケース会議を行うことにより、集団の知により、より良い解決策を見出すことができる。また、学校・教職員全員の一貫性のある関わりは、児童生徒の心理的混乱を低減させ、相乗的な効果を生み出す。

＜ストレスマネジメントの活用＞

問題の予防やその解決に、ストレスマネジメントのアプローチは効果的である。ストレスマネジメント教育により当事者が問題とその影響を理解できる考え方を持つことで、セルフケアが可能になる。多様な問題や複合的な要因の影響について客観的に検討し、日常の生活、教育活動の中で実践可能な方法を見出し、実践していく。

＜専門機関との連携＞

外部機関・専門機関との連携、地域や保護者会などの協力者の依頼など、問題解決のためのネットワークを構築しておくことが必要である。情報インフラ整備の進んだ地域では、インターネット、E-mail や国際電話を利用して日本国内の専門機関との連携も可能である。

6. カウンセリングのプロセス

カウンセリングのプロセスは、対話や関わりを通じて進展していく。この目に見える対話や出来事と平行して、本人の心の中には内的な作業のプロセスが存在する。カウンセリングのアプローチは、この本人の内的プロセスの変化に焦点をあてた対話を行っていく。本人自身が、自分自身のことを振り返り、自己理解を深め、問題解決に主体的に取り組み、自己成長へと向かう内的変化を促進することが、カウンセリングの本質ともいえる。カウンセリングでは、おおよそ次のようなプロセスが展開されていく。

(1)リレーションづくり

援助者と援助を受ける者の間に信頼関係があることが前提となる。信頼関係のある人間関係、すなわち本音で語りあえ安心できる関係の中でカウンセリングのプロセスが展開されることになる。

「話を最後まで聞こう」「相手を理解しよう」「相手を認めよう」「気持ちを支持しよう」という積極的な尊重の気持ちをしっかりと持ち、それを態度で表現することから信頼関係が形成される。

日常の教育活動の中で、教師と児童生徒間の信頼関係を構築しておくことが大切である。初対面の関係の場合は、このリレーション構築からカウンセリングが開始される。

(2)問題の解決に向けての共同作業

当事者が困っていること、解決したいと願っている訴えや気持ちをしっかりと聴き、当事者の問題を解決したいという気持ちを確認し、当事者の主体的な解決に向けての取り組みを援助したいと思う気持ちを伝え、問題の解決に向けての共同作業に入っていく。

(3)事実や問題の理解を深める

問題解決に向かうには、事実や問題のあり処を明らかにする必要がある。個人面接での聴取、行動観察、保護者や友人など周囲を取り巻く人達からの情報収集、心理テストなどから、

①本人がどのような気持ちや考えに基づいて行動しているのか
②周囲の人達はどのように考え接しているのか
③問題を継続させている要因は何か
④うまくできていることは何か

などを確認していく。

カウンセラーは、本人の気持ちを受け止め、事実や状況を振り返りながら、問

題を一緒に確認し整理していく。このような共同作業をすることで、本人自身の自己理解が深まり、次第に問題解決に向かう気持ちが高まってくる。

(4) 目標を明確にする

しかし、問題の原因が明らかになっても原因を取り除けるとは限らない。本人の肯定的な側面、うまくできていること、解決したい気持ちに焦点をあて、将来の求める姿や解決できた状態・ゴールを明確にしていく。「どのようになれたらよいか」などの質問により、本人が解決したい最終的なゴールや目標を明確化することを援助する。

このような理想の状態が長期的な目標である場合は、達成可能な小目標を一緒に考えていく。「今までうまくできていたことはないか」「活用できるリソースはないか」「より良い方法はないか」などを検討し、自信ややる気を引き出しながら、解決に向けて具体的な行動を明確化していく。

(5) 行動を支援する・環境を修正する

新たな行動計画を実行してみる。勇気づけ、励まし、スキル学習が必要となる。また、目標を達成できるよう、環境の調整が必要となるケースもあるが、最初の成功体験が次なる挑戦の契機となるため、無理をせずにしっかりと支援することが大切である。その結果、うまくいっている行動はほめて継続していく。また、うまくいかなかった行動は止め、新しい行動に切り替えて実施していく。

成功体験やうまくできている事実をほめることは、自己肯定感、自己コントロール感を高め、ストレッサーの脅威を低減し、ストレス耐性を向上させ、問題を克服する気持ちを育てることになる。

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検査の実施者等） **第五十二条の十**　法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二　（略） 三　検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 2　（略）	（検査の実施者等） **第五十二条の十**　法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二　（略） 三　検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士 2　（略）

４　精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

(1) 精神保健福祉相談（来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル）件数の推移（Ｈ１９～２９年度）

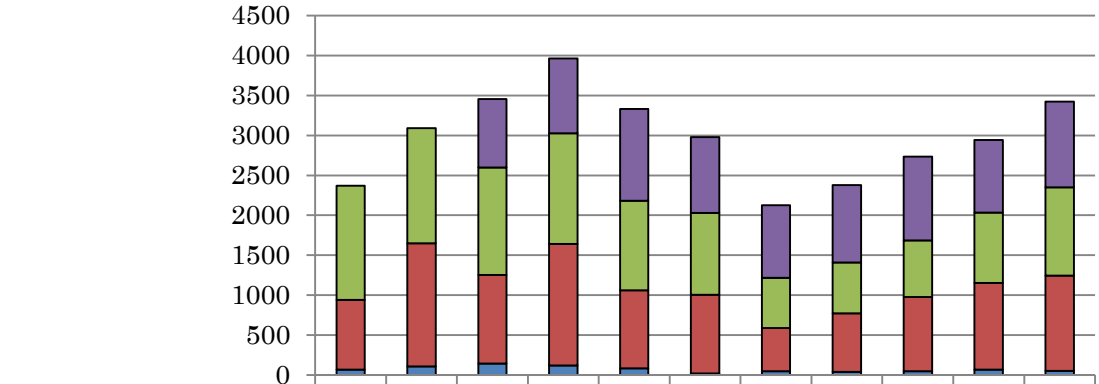

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
心の健康相談ダイヤル			857	938	1149	948	906	967	1048	911	1074
こころの電話	1431	1443	1346	1382	1121	1024	630	635	706	881	1102
電話相談	870	1540	1107	1521	975	986	541	735	929	1082	1193
来所相談	70	108	146	122	85	19	47	40	50	70	54

ア　来所による相談

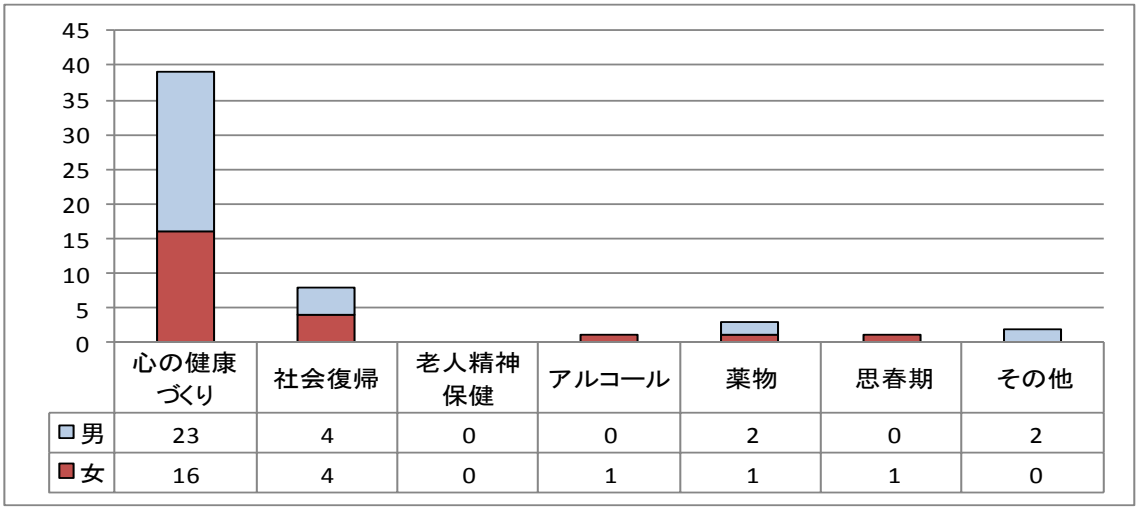

	心の健康づくり	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	その他
男	23	4	0	0	2	0	2
女	16	4	0	1	1	1	0

イ　センター代表電話への相談

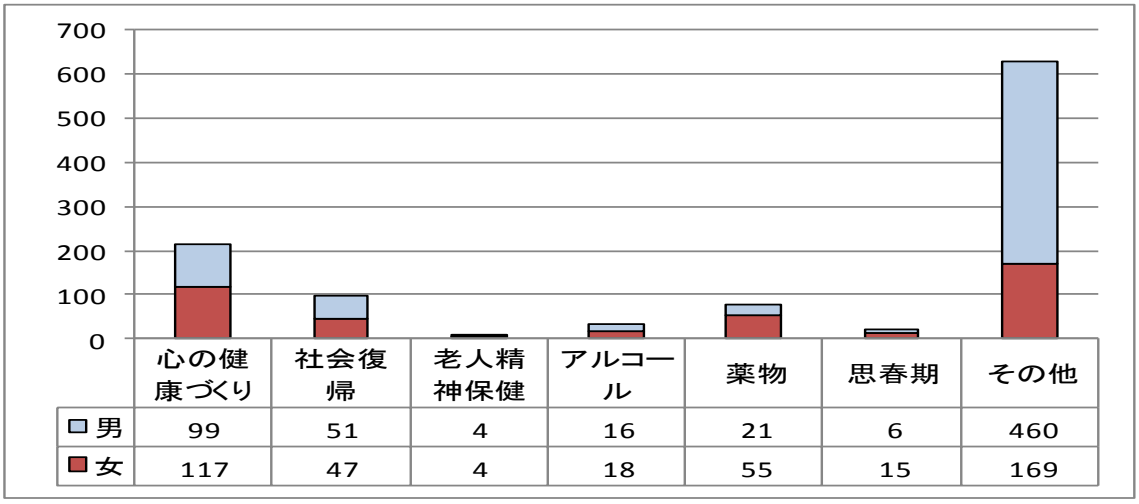

	心の健康づくり	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	その他
男	99	51	4	16	21	6	460
女	117	47	4	18	55	15	169

ウ　こころの電話への相談

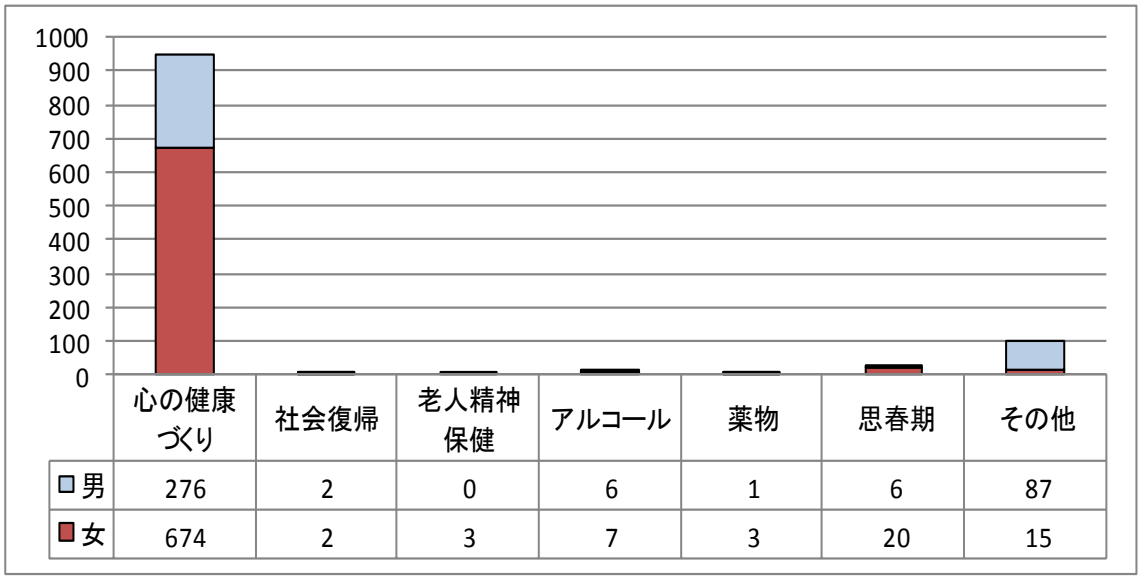

	心の健康づくり	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	その他
男	276	2	0	6	1	6	87
女	674	2	3	7	3	20	15

エ　心の健康相談ダイヤルへの相談

	心の健康づくり	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	その他
男	235	2	1	3	0	3	114
女	670	1	3	9	0	10	23

(2)精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成 28 年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科救急相談に対応しております。

・相談受付日時　　月曜日～金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）
　　８：３０～１７：１５

・29 年度相談件数　１１件

心理相談センター　総面接件数の月間推移（年度比較）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
18年度	88	101	97	111	70	94	81	78	82	73	84	84	1043	87
19年度	91	107	125	124	100	119	139	131	110	100	110	101	1357	113
20年度	101	107	133	158	65	150	122	104	110	100	109	119	1378	115
21年度	122	116	136	134	55	77	107	128	125	114	105	114	1333	111
22年度	57	46	55	53	58	72	79	73	80	65	73	21	732	61
23年度	－	29	43	43	28	42	55	67	67	73	75	69	591	54
24年度	59	70	71	92	82	95	115	114	115	105	101	105	1124	94
25年度	95	94	95	115	67	90	103	98	95	93	95	97	1137	95
26年度	64	84	81	98	72	107	104	117	102	103	108	92	1132	94
27年度	104	98	113	112	88	112	112	112	126	109	133	112	1331	111
28年度	95	108	108	122	102	106	107	114	120	109	130	116	1337	111
29年度	100	99	118	100	82	97	99	119	87	102	99	96	1198	100
30年度	59	76	89	94	79	81	100	89	92	85	101	73	1018	85

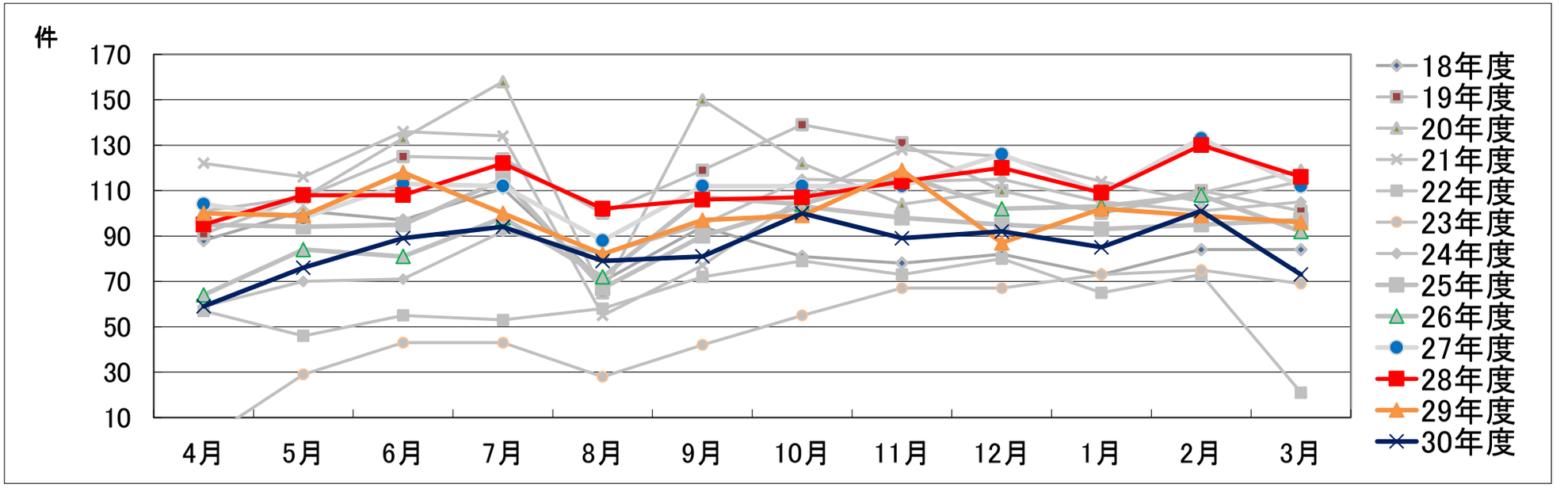

平成31（2019）年3月31日現在

心理相談センター外部委託事業一覧

心理相談センター外部委託事業一覧（平成 29（2017）年度）													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
いわき市「メンタルヘルス相談」事業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4
教職員こころのケア事業 （カウンセリング利用コース）	8	6	8	9	9	9	10	12	5	8	8	7	99
警察共済組合福島県支部こころのケア業務委託事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市教育委員会委託事業	33	26	32	23	18	26	21	21	22	29	24	33	308
アルパイン・ビジネスサービス	－	－	－	4	4	4	4	5	4	4	4	4	37
計	41	33	40	36	31	39	35	38	31	41	34	41	440

都道府県別・臨床心理士数と指定大学院・専門職大学院数一覧

都道府県名	臨床心理士数 ※1 （2017.7.1現在）	養成校数	うち 2種校数	専門職 大学院数	人口 ※2 （2017.10.1現	人口10万人対数	人口10万 人対数 （順位）
京都府	1,228	13			2,599,000	47.2	1
東京都	5,819	29	3	1	13,724,000	42.4	2
奈良県	463	4			1,348,000	34.3	3
徳島県	255	3			743,000	34.3	4
兵庫県	1,750	11			5,503,000	31.8	5
神奈川県	2,613	6			9,159,000	28.5	6
島根県	185	1			685,000	27.0	7
福岡県	1,363	7		1	5,107,000	26.7	8
滋賀県	376	0			1,413,000	26.6	9
鳥取県	147	1			565,000	26.0	10
香川県	250	1			967,000	25.9	11
岡山県	491	5			1,907,000	25.7	12
大阪府	2,211	9		2	8,823,000	25.1	13
広島県	706	4		1	2,829,000	25.0	14
愛知県	1,848	10			7,525,000	24.6	15
山梨県	193	1			823,000	23.5	16
山口県	312	3			1,383,000	22.6	17
大分県	253	2			1,152,000	22.0	18
埼玉県	1,524	10			7,310,000	20.8	19
福井県	162	1			779,000	20.8	20
千葉県	1,268	3	1		6,246,000	20.3	21
鹿児島県	323	2		1	1,626,000	19.9	22
沖縄県	284	1	1		1,443,000	19.7	23
佐賀県	161	1			824,000	19.5	24
長崎県	251	1			1,354,000	18.5	25
宮城県	424	3			2,323,000	18.3	26
高知県	129	0			714,000	18.1	27
石川県	205	1			1,147,000	17.9	28
岐阜県	348	2			2,008,000	17.3	29
岩手県	207	1	1		1,255,000	16.5	30
愛媛県	223	1			1,364,000	16.3	31
静岡県	598	2			3,675,000	16.3	32
三重県	290	0			1,800,000	16.1	33
福島県	298	3			1,882,000	15.8	34
和歌山県	148	0			945,000	15.7	35
茨城県	450	3			2,892,000	15.6	36
熊本県	272	—	1		1,765,000	15.4	37
新潟県	349	2	1		2,267,000	15.4	38
長野県	310	1			2,076,000	14.9	39
北海道	776	6	1		5,320,000	14.6	40
群馬県	282	1			1,960,000	14.4	41
栃木県	271	1			1,957,000	13.8	42
富山県	143	0			1,056,000	13.5	43
秋田県	123	1			996,000	12.3	44
宮崎県	134	0			1,089,000	12.3	45
山形県	128	1			1,102,000	11.6	46
青森県	130	1			1,278,000	10.2	47
計	30,674	159	9	6	126,708,000	—	—

※1　臨床心理士数は、日本臨床心理士資格認定協会のホームページに掲載された「都道府県別・臨床心理士数と指定大学院・専門職大学院数一覧（2017.7.1日現在）の数値を掲載している。

※2　人口は、e-stat「人口推計 第4表　都道府県別，男女別人口及び人口性比―総人口，日本人口（平成29年10月1日現在）」の数値を記載している。

世界保健機関憲章

世界保健機関憲章
CONSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人民の幸福と円満な関係と安全の基礎であることを宣言する。
THE STATES PARTIES TO THIS CONSTITUTION DECLARE, IN CONFORMITY WITH THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, THAT THE FOLLOWING PRINCIPLES ARE BASIC TO THE HAPPINESS, HARMONIOUS RELATIONS AND SECURITY OF ALL PEOPLES:

健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。
HEALTH IS A STATE OF COMPLETE PHYSICAL, MENTAL AND SOCIAL WELL-BEING AND NOT MERELY THE ABSENCE OF DISEASE OR INFIRMITY.

到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。
THE ENJOYMENT OF THE HIGHEST ATTAINABLE STANDARD OF HEALTH IS ONE OF THE FUNDAMENTAL RIGHTS OF EVERY HUMAN BEING WITHOUT DISTINCTION OF RACE, RELIGION, POLITICAL BELIEF, ECONOMIC OR SOCIAL CONDITION.

すべての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存する。
THE HEALTH OF ALL PEOPLES IS FUNDAMENTAL TO THE ATTAINMENT OF PEACE AND SECURITY AND IS DEPENDENT UPON THE FULLEST CO-OPERATION OF INDIVIDUALS AND STATES.

ある国が健康の増進と保護を達成することは、すべての国に対して価値を有する。
THE ACHIEVEMENT OF ANY STATE IN THE PROMOTION AND PROTECTION OF HEALTH IS OF VALUE TO ALL.

心理学部 臨床心理学科 カリキュラム

心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチする人材を養成する。

ディプロマ・ポリシー

DP1. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。

DP2. 社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。

DP3. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。

DP4. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。

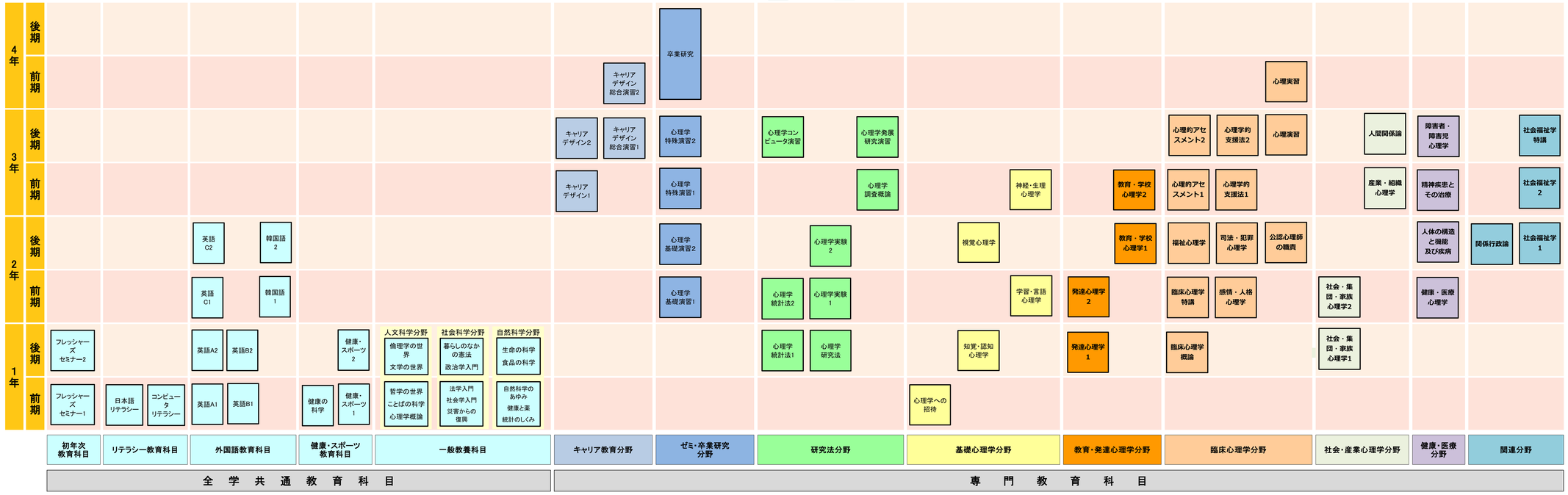

カリキュラム・ポリシー

CP1. 1年次には、「大学での学び」への導入教育を行うとともに、日本語・英語・情報リテラシーの基本能力と基礎的教養の修得、ならびに健康に関する基礎的な知識を身につけるための教育を行う。そのため、全学共通教育科目のなかに、初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目、ならびに一般教養科目を配置する（DP1と対応）。

CP2. 社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、働くことを通して社会に貢献する態度や意欲を醸成する教育を行うため、専門教育科目のなかに、キャリア教育分野を配置する（DP1と対応）。

CP3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目のなかに、ゼミ・卒業研究分野を配置する（DP1、2、3、4と対応）。

CP4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法といった技能の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、研究法分野を配置する（DP4と対応）。

CP5. 基礎から応用にいたるまで幅広い心理学の知識の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに関連分野を配置する（DP2、3と対応）。

CP6. 専門教育科目では、心理学を体系的に学修するため、1、2年次には心理学の基礎的な知識・研究法を修得するための教育を行い、3年次からはより専門性の高い心理学の知識・研究法を修得するための教育を行い、4年次配当科目の「卒業研究」で4年間の学修の総括を行う（DP1、2、3、4と対応）。

CP7. 卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師受験資格が取得できるよう、全学共通教育科目と専門教育科目のなかに、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する（DP1、2、3、4と対応）。

アドミッション・ポリシー

AP1. 人の心や行動について学んだことを活かして社会で活躍し、社会の発展に貢献したい人

AP2. 心理学を学ぶ上で必要とされる基礎学力（国語・英語）を身につけている人

AP3. 基本的なコミュニケーション力を身につけている人

AP4. 人間や社会に対する強い関心を持っている人

AP5. 思考・意欲の両面で積極的な人

公認心理師法施行規則、および認定心理士科目対比表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	公認心理師法施行規則対応科目	公認心理師法施行規則に定められている科目	認定心理士対応科目*1	認定心理士（心理調査）対応科目*2	備考
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシャーズセミナー１	1前	2				○						
		フレッシャーズセミナー２	1後	2				○						
		小計（2科目）	―	4	0	0	―							
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	1前	1				○						
		コンピュータリテラシー	1前	1				○						
		小計（2科目）	―	2	0	0	―							
	外国語教育科目	英語A1	1前	1				○						
		英語A2	1後	1				○						
		英語B1	1前	1				○						
		英語B2	1後	1				○						
		英語C1	2前	1				○						
		英語C2	2後	1				○						
		韓国語1	2前		1			○						
		韓国語2	2後		1			○						
		小計（8科目）	―	6	2	0	―							
	健康・スポーツ教育科目	健康の科学	1前	2			○							
		健康・スポーツ1	1前	1				○						
		健康・スポーツ2	1後	1				○						
		小計（3科目）	―	4	0	0	―							
	一般教養科目 人文科学分野	哲学の世界	1前		2		○							
		ことばの科学	1前		2		○							
		心理学概論	1前	2			○			○	心理学概論	a領域		
		倫理学の世界	1後		2		○							
		文学の世界	1後		2		○							
		小計（5科目）	―	2	8	0	―							
	一般教養科目 社会科学分野	法学入門	1前		2		○							
		社会学入門	1前		2		○							
		災害からの復興	1前		2		○							
		暮らしのなかの憲法	1後		2		○							
		政治学入門	1後		2		○							
		小計（5科目）	―	0	10	0	―							
	一般教養科目 自然科学分野	自然科学のあゆみ	1前		2		○							
		健康と薬	1前		2		○							
		統計のしくみ	1前		2		○							
		生命の科学	1後		2		○							
		食品の科学	1後		2		○							
		小計（5科目）	－	0	10	0	－							
専門教育科目	キャリア教育分野	キャリアデザイン1	3前	2			○							
		キャリアデザイン2	3後	2			○							
		キャリアデザイン総合演習1	3後		2			○						
		キャリアデザイン総合演習2	4前		2			○						
		小計（4科目）	－	4	4	0	－							
	ゼミ・卒業研究分野	心理学基礎演習1	2前	2				○						
		心理学基礎演習2	2後	2				○						
		心理学特殊演習1	3前	2				○						
		心理学特殊演習2	3後	2				○						
		卒業研究	4通	8				○				i領域	3発展 領域	
		小計（5科目）	－	16	0	0	－							
	研究法分野	心理学統計法1	1後	2			○			○	心理学統計法	b領域	2統計 領域	
		心理学研究法	1後	2			○			○	心理学研究法	b領域	1概論 領域	
		心理学実験1	2前	2				○		○	心理学実験	c領域		
		心理学統計法2	2前	2			○			○	心理学統計法	b領域	2統計 領域	
		心理学実験2	2後	2				○		○	心理学実験	c領域		
		心理学調査概論	3前		2		○						1概論 領域	
		心理学発展研究演習	3後		2			○					3発展 領域	
		心理学コンピュータ演習	3後	2				○				b領域		
		小計（8科目）	－	12	4	0	－							
	基礎心理学分野	心理学への招待	1前	2			○					a領域		
		知覚・認知心理学	1後	2			○			○	知覚・認知心理学	d領域		
		学習・言語心理学	2前	2			○			○	学習・言語心理学	d領域		
		視覚心理学	2後		2		○					d領域		
		神経・生理心理学	3前		2		○			○	神経・生理心理学	e領域		
		小計（5科目）	－	6	4	0	－							

公認心理師法施行規則、および認定心理士科目対比表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習	授業形態 実験・実習	公認心理師法施行規則対応科目	公認心理師法施行規則に定められている科目	認定心理士対応科目*1	認定心理士（心理調査）対応科目*2	備考
専門教育科目	心理学・教育・発達分野	発達心理学1	1後	2			○			○	発達心理学	f領域		
		発達心理学2	2前	2			○			○	発達心理学	f領域		
		教育・学校心理学1	2後		2		○			○	教育・学校心理学	f領域		
		教育・学校心理学2	3前		2		○			○	教育・学校心理学	f領域		
		小計（4科目）	－	4	4	0	－							
	臨床心理学分野	臨床心理学概論	1後	2			○			○	臨床心理学概論	g領域		
		臨床心理学特講	2前		2		○					g領域		
		感情・人格心理学	2前	2			○			○	感情・人格心理学	g領域		
		福祉心理学	2後		2		○			○	福祉心理学	g領域		
		司法・犯罪心理学	2後		2		○			○	司法・犯罪心理学	g領域		
		公認心理師の職責	2後		1		○			○	公認心理師の職責			
		心理的アセスメント1	3前		2		○			○	心理的アセスメント	g領域		
		心理学的支援法1	3前		2		○			○	心理学的支援法	g領域		
		心理的アセスメント2	3後		2		○			○	心理的アセスメント	g領域		
		心理学的支援法2	3後		2		○			○	心理学的支援法	g領域		
		心理演習	3後		2			○		○	心理演習			
		心理実習	4前		4				○	○	心理実習			実習時間が80時間以上
		小計（12科目）	－	4	21	0	－							
	心理学・社会・産業分野	社会・集団・家族心理学1	1後	2			○			○	社会・集団・家族心理学	h領域		
		社会・集団・家族心理学2	2前	2			○			○	社会・集団・家族心理学	h領域		
		産業・組織心理学	3前		2		○			○	産業・組織心理学	h領域		
		人間関係論	3後		2		○					h領域		
		小計（4科目）	－	4	4	0	－							
	健康・医療分野	健康・医療心理学	2前		2		○			○	健康・医療心理学	g領域		
		人体の構造と機能及び疾病	2後		2		○			○	人体の構造と機能及び疾病			
		精神疾患とその治療	3前		2		○			○	精神疾患とその治療	g領域		
		障害者・障害児心理学	3後		2		○			○	障害者・障害児心理学	g領域		
		小計（4科目）	－	0	8	0	－							
	関連分野	関係行政論	2後		2		○			○	関係行政論			
		社会福祉学1	2後		2		○							
		社会福祉学2	3前		2		○							
		社会福祉学特講	3後		2		○							
		小計（4科目）	－	0	8	0	－							
合計（80科目）			－	68	87	0	－							

*1 【認定心理士対応科目の各領域】
基本科目：a領域（心理学概論）、b領域（心理学研究法）、c領域（心理学実験実習）
選択科目：d領域（知覚心理学・学習心理学）、e領域（生理心理学・比較心理学）、f領域（教育心理学・発達心理学）、g領域（臨床心理学・人格心理学）、
h領域（社会心理学・産業心理学）、i領域（心理学関連科目、卒業論文・卒業研究）。
資格取得に必要な単位数：総計36単位以上（基本科目から計12単位以上取得。選択科目5領域のうち3領域以上でそれぞれが少なくとも4単位以上、計16単位以上取得）。

*2 【認定心理士（心理調査）対応科目の各領域】
1概論領域：心理調査概論・心理調査法、2統計領域：心理学統計、3実践領域：発展/展開研究（実習）
資格取得に必要な単位数：1概論領域から2単位以上、2統計領域から2単位以上、3実践領域から6単位以上。

医療創生大学定年規程

平成 28 年 2 月 19 日
制　　定

（目的）
第１条　この規程は、医療創生大学教職員就業規則第 84 条に基づき、大学に勤務する任用期限について定めのない専任教職員（以下「教職員」という。）の定年及び定年退職に関する事項を定めることを目的とする。
（定年）
第２条　教職員の定年を次のように定める。
(1)　教育職員　　65 歳
(2)　事務職員　　65 歳
２　前項第 1 号の規定にかかわらず、学部、学科等（以下「当該学部等」という。）の新設に係わり任用された教育職員のうち、当該学部等の教員組織編成上必要不可欠と学長が認めたとき、学長の申し出により、理事長は当該教育職員の定年を延長することができる。
（退職の日）
第３条　定年退職の日は、定年に達した年度の末日とする。
（適用除外）
第４条　法人の役員及び理事である教職員の退職については、法人の理事会の決定による。
（改廃）
第５条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。
附　則
１　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
２　教育職員の内、学校法人明星学苑に平成 23 年 3 月 31 日までに任用された者については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず定年年齢を 70 歳に達した年度末とする。
附　則
１　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

心理学部臨床心理学科　履修モデル：一般心理モデル

【心理学部人材養成像】
　心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。
【臨床心理学科人材養成像】
　臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチする人材を養成する。
【カリキュラムポリシー】
1. 1年次には、「大学での学び」への導入教育を行うとともに、日本語・英語・情報リテラシーの基本能力と基礎的教養の修得、ならびに健康に関する基礎的な知識を身につけるための教育を行う。そのため、全学共通教育科目のなかに、初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目、ならびに一般教養科目を配置する（DP1と対応）。
2. 社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、働くことを通して社会に貢献する態度や意欲を醸成する教育を行うため、専門教育科目のなかに、キャリア教育分野を配置する（DP1と対応）。
3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目のなかに、ゼミ・卒業研究分野を配置する（DP1、2、3、4と対応）。
4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法といった技能の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、研究法分野を配置する（DP4と対応）。
5. 基礎から応用にいたるまで幅広い心理学の知識の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに関連分野を配置する（DP2、3と対応）。
6. 専門教育科目では、心理学を体系的に学修するため、1、2年次には心理学の基礎的な知識・研究法を修得するための教育を行い、3年次からはより専門性の高い心理学の知識・研究法を修得するための教育を行い、4年次配当科目の「卒業研究」で4年間の学修の総括を行う（DP1、2、3、4と対応）。
7. 卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師受験資格が取得できるよう、全学共通教育科目と専門教育科目のなかに、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する（DP1、2、3、4と対応）。

		1年次				2年次				3年次				4年次					卒業要件
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシャーズセミナー１	2	フレッシャーズセミナー２	2													28	28単位以上
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	1																
		コンピュータリテラシー	1																
	外国語教育科目	英語A1	1	英語A2	1	英語C1	1	英語C2	1										
		英語B1	1	英語B2	1														
	健康・スポーツ教育科目	健康の科学	2																
		健康・スポーツ1	1	健康・スポーツ2	1														
	一般教養科目	心理学概論	2	文学の世界	2														
		社会学入門	2	政治学入門	2														
		健康と薬	2	食品の科学	2														
小計			15		11		1		1		0		0		0		0	28	28単位以上
専門教育科目	キャリア教育分野									キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2	2					96	96単位以上
												キャリアデザイン総合演習1	2	キャリアデザイン総合演習2	2				
	ゼミ・卒業研究分野					心理学基礎演習1	2	心理学基礎演習2	2	心理学特殊演習1	2	心理学特殊演習2	2	卒業研究(通)		卒業研究(通)	8		
	研究法分野			心理学統計法1	2	心理学統計法2	2					心理学コンピュータ演習	2						
				心理学研究法	2	心理学実験1	2	心理学実験2	2										
										心理学調査概論	2	心理学発展研究演習	2						
	基礎心理学分野	心理学への招待	2																
				知覚・認知心理学	2			視覚心理学	2										
						学習・言語心理学	2			神経・生理心理学	2								
	教育・発達心理学分野			発達心理学1	2	発達心理学2	2												
								教育・学校心理学1	2	教育・学校心理学2	2								
	臨床心理学分野			臨床心理学概論	2			福祉心理学	2	心理的アセスメント1	2	心理的アセスメント2	2						
						感情・人格心理学	2	司法・犯罪心理学	2	心理学的支援法1	2								
	社会・産業心理学分野			社会・集団・家族心理学1	2	社会・集団・家族心理学2	2												
										産業・組織心理学	2	人間関係論	2						
	健康・医療分野					健康・医療心理学	2	人体の構造と機能及び疾病	2	精神疾患とその治療	2	障害者・障害児心理学	2						
	関連分野							関係行政論	2										
								社会福祉学1	2	社会福祉学2	2	社会福祉学特講	2						
小　計			2		12		16		18		20		18		2		8	96	96単位以上
合　計			17		23		17		19		20		18		2		8	124	124単位以上

・・・必修科目　　・・・選択した選択科目

心理学部臨床心理学科　履修モデル：臨床心理モデル

【心理学部人材養成像】
　心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。
【臨床心理学科人材養成像】
　臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチする人材を養成する。
【カリキュラムポリシー】
1. 1年次には、「大学での学び」への導入教育を行うとともに、日本語・英語・情報リテラシーの基本能力と基礎的教養の修得、ならびに健康に関する基礎的な知識を身につけるための教育を行う。そのため、全学共通教育科目のなかに、初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目、ならびに一般教養科目を配置する（DP1と対応）。
2. 社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、働くことを通して社会に貢献する態度や意欲を醸成する教育を行うため、専門教育科目のなかに、キャリア教育分野を配置する（DP1と対応）。
3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目のなかに、ゼミ・卒業研究分野を配置する（DP1、2、3、4と対応）。
4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法といった技能の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、研究法分野を配置する（DP4と対応）。
5. 基礎から応用にいたるまで幅広い心理学の知識の修得をするための教育を行う。そのため、専門教育科目のなかに、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに関連分野を配置する（DP2、3と対応）。
6. 専門教育科目では、心理学を体系的に学修するため、1、2年次には心理学の基礎的な知識・研究法を修得するための教育を行い、3年次からはより専門性の高い心理学の知識・研究法を修得するための教育を行い、4年次配当科目の「卒業研究」で4年間の学修の総括を行う（DP1、2、3、4と対応）。
7. 卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師受験資格が取得できるよう、全学共通教育科目と専門教育科目のなかに、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する（DP1、2、3、4と対応）。

		1年次				2年次				3年次				4年次					卒業要件
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシャーズセミナー１	2	フレッシャーズセミナー２	2													28	28単位以上
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	1																
		コンピュータリテラシー	1																
	外国語教育科目	英語A1	1	英語A2	1	英語C1	1	英語C2	1										
		英語B1	1	英語B2	1														
	健康・スポーツ教育科目	健康の科学	2																
		健康・スポーツ1	1	健康・スポーツ2	1														
	一般教養科目	心理学概論	2	倫理学の世界	2														
		災害からの復興	2	暮らしのなかの憲法	2														
		統計のしくみ	2	生命の科学	2														
小計			15		11		1		1		0		0		0		0	28	28単位以上
専門教育科目	キャリア教育分野									キャリアデザイン1	2	キャリアデザイン2	2					97	96単位以上
												キャリアデザイン総合演習1	2	キャリアデザイン総合演習2	2				
	ゼミ・卒業研究分野					心理学基礎演習1	2	心理学基礎演習2	2	心理学特殊演習1	2	心理学特殊演習2	2	卒業研究(通)		卒業研究(通)	8		
	研究法分野			心理学統計法1	2	心理学統計法2	2					心理学コンピュータ演習	2						
				心理学研究法	2	心理学実験1	2	心理学実験2	2										
	基礎心理学分野	心理学への招待	2																
				知覚・認知心理学	2														
						学習・言語心理学	2			神経・生理心理学	2								
	教育・発達心理学分野			発達心理学1	2	発達心理学2	2												
								教育・学校心理学1	2	教育・学校心理学2	2								
	臨床心理学分野			臨床心理学概論	2	臨床心理学特講	2	福祉心理学	2	心理的アセスメント1	2	心理的アセスメント2	2						
						感情・人格心理学	2	司法・犯罪心理学	2	心理学的支援法1	2	心理学的支援法2	2						
								公認心理師の職責	1			心理演習	2	心理実習	4				
	社会・産業心理学分野			社会・集団・家族心理学1	2	社会・集団・家族心理学2	2												
										産業・組織心理学	2								
	健康・医療分野					健康・医療心理学	2	人体の構造と機能及び疾病	2	精神疾患とその治療	2	障害者・障害児心理学	2						
	関連分野							関係行政論	2										
								社会福祉学1	2	社会福祉学2	2								
小　計			2		12		18		17		18		16		6		8	97	96単位以上
合　計			17		23		19		18		18		16		6		8	125	124単位以上

・・・必修科目　　・・・選択した選択科目

時間割（教室配置）

【前期】

		月	火	水	木	金	土
1限	1年生	心理学への招待	フレッシャーズセミナー1	ことばの科学		災害からの復興	
	担当	窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	小池、鎌田、中尾、玉懸、名取	西村		山本、吉川、菅野	
	教室	2-101	2-102	3-101		3-102	
	2年生					臨床心理学特講	
	担当					原田	
	教室					3-303	
	3年生						
	担当						
	教室						
	4年生		心理実習	心理実習	心理実習	心理実習	卒業研究
	担当		窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、大島、増山	窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山
	教室		3-301	3-301	3-301	3-301	3-301、417、418、433、519、520、525、3W-103、301
2限	1年生	日本語リテラシー	フレッシャーズセミナー1	健康と薬	英語B1	統計のしくみ	
	担当	玉懸、久呉、松本、西村	小池、鎌田、中尾、玉懸、名取	村田、吉川、永田	小池、西村	山田	
	教室	3-101	2-102	3-304	3-303	3-101	
	2年生		発達心理学2	感情・人格心理学	心理学統計法2	健康・医療心理学	
	担当		山本	大島	末次	山本	
	教室		3-302	3-302	3-302	3-302	
	3年生	キャリアデザイン1		心理学的支援法1		教育・学校心理学2	
	担当	小池、鎌田、中尾、玉懸		窪田		名取	
	教室	3-302		3-303		3-303	
	4年生	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習	キャリアデザイン総合演習2
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、大島、原田、増山	山本、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、大島、原田、増山	小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、原田、菅野
	教室	3-301	3-301	3-301	3-301	3-301	3-301
3限	1年生	哲学の世界	英語A1	健康の科学	社会学入門	自然科学のあゆみ	
	担当	久呉	小池、ティモシー、西村	五十嵐	菅野	梅村	
	教室	3-102	3-304	2-101	3-101	3-304	
	2年生	学習・言語心理学	心理学実験1	英語C1	社会・集団・家族心理学2		
	担当	末次	末次、大原、名取、高島、増山	小池、ティモシー	佐藤拓		
	教室	3-302	3-302他	3-302	3-302		
	3年生	神経・生理心理学	心理的アセスメント1		心理学調査概論		
	担当	大原	大島		高島		
	教室	3-303	3-303		3-303		
	4年生	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習	キャリアデザイン総合演習2
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、原田	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、原田、菅野
	教室	3-301	3-301	3-301	3-301	3-301	3-301
4限	1年生		健康・スポーツ1	法学入門	コンピュタリテラシー		
	担当		五十嵐、根本	菅野	中尾		
	教室		ｸﾞﾗﾝﾄﾞ/体育館	3-101	3-101		
	2年生		心理学実験1		心理学基礎演習1		
	担当		末次、大原、名取、高島、増山		末次、大原、大島、高島、原田、増山		
	教室		3-302他		2-102、16-B107		
	3年生		精神疾患とその治療		社会福祉学2	心理学特殊演習1	
	担当		松本貴		鎌田	窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	
	教室		3-303		3-302	2-102、16-B107他	
	4年生	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習		
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本		
	教室	3-301	3-301	3-301	3-301		
5限	1年生				心理学概論		
	担当				高島		
	教室				3-101		
	2年生		韓国語1		心理学基礎演習1		
	担当		金		末次、大原、大島、高島、原田、増山		
	教室		3-304		2-102、16-B107他		
	3年生				産業・組織心理学	心理学特殊演習1	
	担当				佐藤拓	窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	
	教室				3-302	2-102、16-B107他	
	4年生	心理実習	心理実習	心理実習	心理実習		
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本、大島、原田、増山	窪田、山本		
	教室	3-301	3-301	3-301	3-301		

時間割（教室配置）

【後期】

		月	火	水	木	金	土
1限	1年生		フレッシャーズセミナー2	文学の世界	心理学研究法		
	担当		小池、鎌田、中尾、玉懸、名取	松本麻	高島		
	教室		2-102	3-101	3-301		
	2年生						
	担当						
	教室						
	3年生		人間関係論		心理学コンピュータ演習		
	担当		原田		末次		
	教室		3-303		3-203		
	4年生						卒業研究
	担当						窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山
	教室						3-301、417、418、433、519、520、525、3W-103、301
2限	1年生	臨床心理学概論	フレッシャーズセミナー2	心理学統計法1	英語B2	知覚・認知心理学	
	担当	窪田	小池、鎌田、中尾、玉懸、名取	末次	小池、西村	大原	
	教室	3-301	2-102	3-301	3-301	3-301	
	2年生	人体の構造と機能及び疾病	公認心理師の職責（8回）	福祉心理学	司法・犯罪心理学	教育・学校心理学1	
	担当	山本、木村	窪田、山本、大島	窪田、鎌田	田中	名取	
	教室	3-302	3-302	3-302	3-302	3-302	
	3年生	キャリアデザイン2	心理的アセスメント2	心理学的支援法2	心理学コンピュータ演習	社会福祉学特講	キャリアデザイン総合演習1
	担当	小池、鎌田、中尾、玉懸	増山	原田	末次	鎌田	小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、増山、菅野
	教室	3-303	3-303	3-303	3-203	3-303	16-B107
	4年生						
	担当						
	教室						
3限	1年生	社会・集団・家族心理学1	英語A2	食品の科学	暮らしのなかの憲法	生命の科学	
	担当	佐藤拓	小池、ティモシー、西村	蝦名、佐藤陽	菅野	菊池、奈良、江藤	
	教室	3-301	3-301	3-301	3-101	3-301	
	2年生		心理学実験2	英語C2	社会福祉学1	関係行政論	
	担当		窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	小池、ティモシー	鎌田	田中	
	教室		3-302他	3-302	3-302	3-302	
	3年生	心理演習		心理学発展研究演習	障害者・障害児心理学	心理学特殊演習2	キャリアデザイン総合演習1
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山		名取	山本	窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、増山、菅野
	教室	3-303		3-303	3-303	2-102、16-B107他	16-B107
	4年生						
	担当						
	教室						
4限	1年生		健康・スポーツ2	政治学入門	発達心理学1		
	担当		五十嵐、根本	菅野	名取		
	教室		ｸﾞﾗﾝﾄﾞ/体育館	3-101	3-301		
	2年生		心理学実験2	視覚心理学	心理学基礎演習2		
	担当		窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	高島	末次、大原、大島、高島、原田、増山		
	教室		3-302他	3-302	2-102、16-B107他		
	3年生	心理演習		心理学発展研究演習		心理学特殊演習2	
	担当	窪田、山本、大島、原田、増山		名取		窪田、山本、末次、大原、大島、名取、高島、原田、増山	
	教室	3-303		3-303		2-102、16-B107他	
	4年生						
	担当						
	教室						
5限	1年生				倫理学の世界		
	担当				久呉		
	教室				3-101		
	2年生		韓国語2		心理学基礎演習2		
	担当		金		末次、大原、大島、高島、原田、増山		
	教室		3-304		2-102、16-B107他		
	3年生						
	担当						
	教室						
	4年生						
	担当						
	教室						

図書館蔵書数

【図書館蔵書数】

区分	冊数
和書	227,373 冊
洋書	59,907 冊
図書小計	287,280 冊
和雑誌（タイトル数）	918 種
洋雑誌（タイトル数）	498 種
雑誌小計（タイトル数）	1,416 種
視聴覚資料	5,537 点
電子書籍	339 点
合　　計	294,572

【主要　図書冊数】

分類番号	分野	和書	洋書	電子書籍	計
140 番台	心理学	5,326 冊	641 冊	0 点	5,967 冊
361.4 番台	社会心理学	1,028 冊	192 冊	0 点	1,220 冊
371.4 番台	教育心理学	999 冊	57 冊	0 点	1,056 冊
493.7 番台	神経科学・精神医学	1,995 冊	139 冊	19 点	2,153 冊
498.99 番台	法医精神医学・精神鑑定	36 冊	3 冊	0 点	39 冊
計		9,384 冊	1,032 冊	19 点	10,435 冊

【主要　雑誌種数】

分類番号	分野	和雑誌	洋雑誌	計
140 番台	心理学	15 種	25 種	40 種
361.4 番台	社会心理学	1 種	0 種	1 種
371.4 番台	教育心理学	3 種	4 種	7 種
493.7 番台	神経科学・精神医学	5 種	2 種	7 種
498.99 番台	法医精神医学・精神鑑定	0 種	0 種	0 種
計		24 種	31 種	55 種

【主要　視聴覚資料点数】

分類番号	分野	点数
140 番台	心理学	138 点
361.4 番台	社会心理学	23 点
371.4 番台	教育心理学	20 点
493.7 番台	神経科学・精神医学	59 点
498.99 番台	法医精神医学・精神鑑定	0 点
計		240 点

外部データベース・オンラインジャーナル一覧

【外部データベース】

No.	データベース名	備考
1	医中誌 Web 版	
2	Medical Online	
3	系統別看護師（保健師）国家試験問題 WEB	
4	e ナーストレーナー	
5	最新看護索引 Web	
6	JDreamⅢ	
7	Visible Body on Ovid Premium Package	
8	LWW Health Library Physical Therapy Collection	
9	LWW Health Library Occupational Therapy Collection	
10	PubMed	
11	医薬品医療機器情報提供ホームページ	
12	ヨミダス文書館	

【オンラインジャーナル】

No.	オンラインジャーナル名	備考
1	J-Stage	
2	Nii-ELS	
3	HighWirePress	
4	Ingenta	
5	PubMed	

実習計画の概要

1. 科目名	心理実習
2. 単位数	4単位
3. 必修・選択区分	選択
4. 履修学年	4年前期
5. 授業形態	実習
6. 成績評価の方法	成績評価は、実習態度・実習記録などの提出物により評価する。(100点) ①事前指導:30%(提出物30点) ②実践能力:40%(実習態度10点・提出物30点) ③事後指導:30%(提出物30点)
7. 概要	【目的】 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、多職種連携および地域連携、公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解について、実践的に学ぶ。これにより、心理専門職に従事するための基礎的な知識・技能・態度を身につけることを目的とする。
	【到達目標】 医療保健、教育、福祉の分野での見学実習を通して、各施設における ①心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについて説明できる。 ②多職種連携および地域連携について説明できる。 ③公認心理師としての職業倫理および法的義務について説明できる。
8. 授業展開及び授業内容	【学生の配置】1 グループ 5名とする。 【実習場所】保健医療施設、福祉施設、教育施設 【事前・実習中・事後指導】 ・ 実習事前指導として、学内では、実習の目的・目標、グループ編成、実習における留意事項に関するガイダンスを行う。 ・実習中および実習後は、実習の体験における学びを振り返り、共有する。

9. 実習計画

週	曜日	実習内容	授業時間	授業外学修	時間計
第1週	月	全体の事前指導	4	4	8
	火	事前指導①(保健医療福祉施設について)	4	4	8
	水	事前指導②(教育施設について)	4	4	8
	木	事前指導③(福祉施設について)	4	4	8
	金	(オフィスアワー)	-	-	-
第2週	月	保健医療施設 巡回指導	7	1	8
	火	保健医療施設 巡回指導	7	1	8
	水	保健医療施設 巡回指導	7	1	8
	木	保健医療施設 巡回指導	7	1	8
	金	保健医療施設 巡回指導	7	1	8
第3週	月	事中指導①(前週の実習内容の共有化と次週の次週に向けて)	4	4	8
	火	教育施設 巡回指導	7	1	8
	水	教育施設 巡回指導	7	1	8
	木	教育施設 巡回指導	7	1	8
	金	事中指導②(前週の実習内容の共有化と次週の次週に向けて)	4	4	8
第4週	月	福祉施設 巡回指導	7	1	8
	火	福祉施設 巡回指導	7	1	8
	水	福祉施設 巡回指導	7	1	8
	木	福祉施設 巡回指導	7	1	8
	金	(オフィスアワー)	-	-	-
第5週	月	事後指導①(保健医療福祉施設について)	4	4	8
	火	事後指導②(教育施設について)	4	4	8
	水	事後指導③(福祉施設について)	4	4	8
	木	まとめ①(各グループによる発表)	4	3	7
	金	まとめ②(教員による総括)	4	1	5
			128	52	180

実習先一覧

	No	実習施設名	所在地	受入可能人数／回	受入回数
保健医療施設	①	新田目病院	いわき市平上荒川字安草３番地	5 人	4 回
	②	長橋病院	いわき市内郷御廐町 4-100	5 人	4 回
	③	福島県立矢吹病院	福島県西白河郡矢吹町滝八幡１００	5 人	4 回
福祉施設	④	浜児童相談所	いわき市自由が丘 38-15	5 人	6 回
	⑤	子どもの家	いわき市錦町重殿 15	5 人	6 回
教育施設	⑥	いわき市教育委員会（適応指導教室　いわき市チャレンジホーム）	いわき市平字堂根町 4-8	5 人	12 回

【資料17】は実習受け入れ承諾書のため、【資料16】の一覧表に代える。

臨床心理士の主たる勤務領域

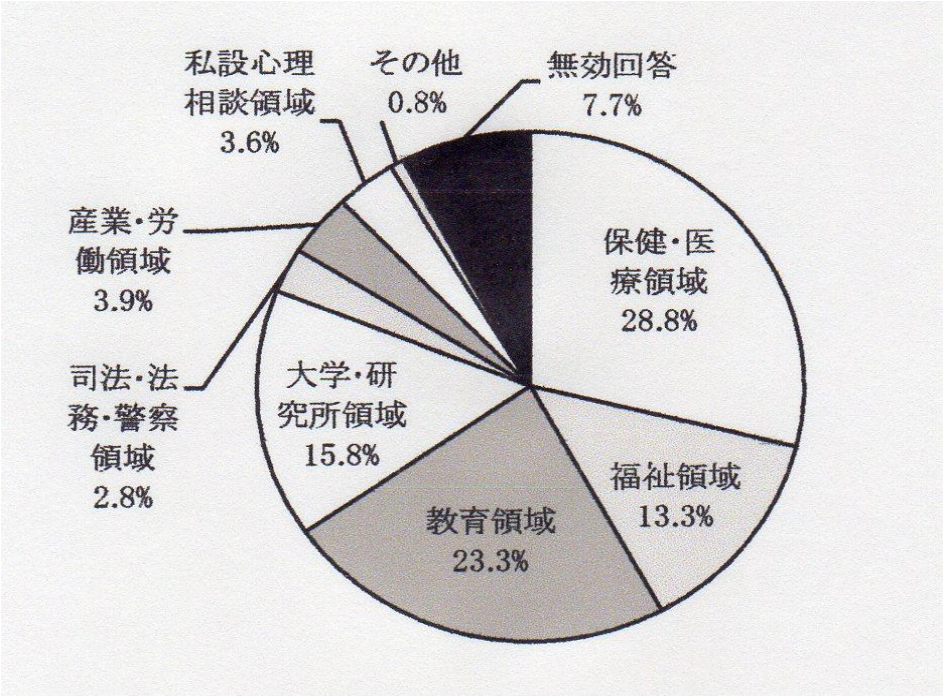

2016 年（平成 28 年）4 月

一般社団法人日本臨床心理士会による第 7 回臨床心理士の動向調査　より抜粋

心理実習巡回指導計画

令和5（2023）年度

年			令和5（2023）年															
月	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	巡回担当教員	4月				5月				6月				7月			
週			1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目	3週目	4週目	1週目	2週目	3週目	4週目
1G 5人	グループ	巡回担当教員	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名
	1	窪田		新田目病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所												
	2	山本			長橋病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家											
	3	大島				矢吹病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所										
	4	原田					新田目病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所									
	5	増山						長橋病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家								
	6	大島							矢吹病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家							
2G 5人	グループ	巡回担当教員	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名	実習施設名
	1	窪田								新田目病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家						
	2	山本									長橋病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家					
	3	大島										矢吹病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所				
	4	原田											新田目病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所			
	5	増山												長橋病院	いわき市チャレンジホーム	子どもの家		
	6	窪田													矢吹病院	いわき市チャレンジホーム	浜児童相談所	

保健医療施設	福祉施設	教育施設

実習先位置図

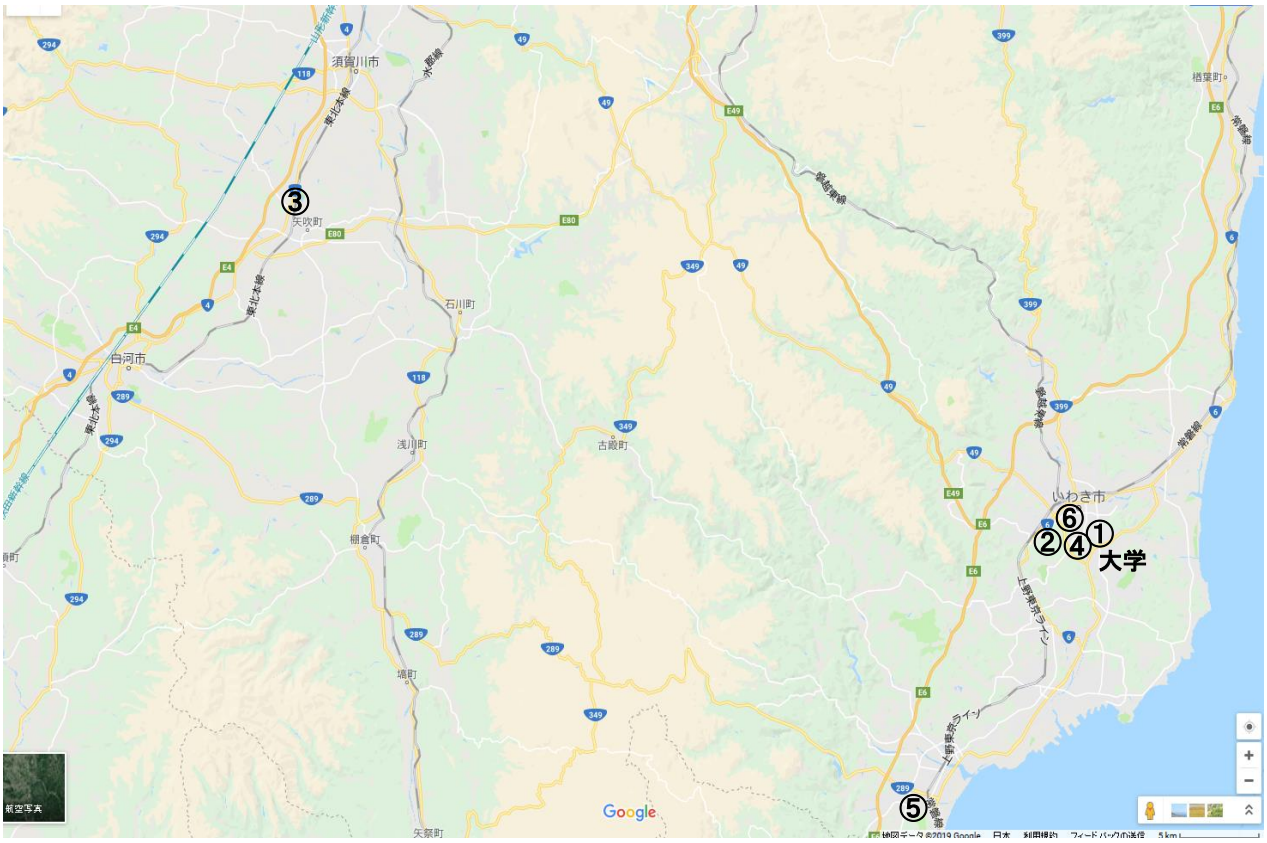

No	実習施設名称	所在地	交通機関	大学からの所要時間
①	一般財団法人　新田目病院	福島県いわき市平上荒川字安草３番地	路線バス	15 分
②	医療法人済精会　長橋病院	福島県いわき市内郷御厩町４－１００	路線バス	30 分
③	福島県立矢吹病院	福島県西白河郡矢吹町滝八幡１００	高速バス、JR 路線バス	156 分
④	福島県浜児童相談所	福島県いわき市自由が丘３８－１５	路線バス	10 分
⑤	特定非営利活動法人　子どもの家	福島県いわき市錦町重殿１５	JR 路線バス	66 分
⑥	いわき市教育委員会	福島県いわき市平堂根町４－８	路線バス	25 分

実習受入れに関する契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）と、医療創生大学（以下「乙」という）は、甲が乙の委託を受けて甲の施設において乙の学生（以下「実習生」という）の実習を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（実習生の受入れ）

第 1 条 甲は実習生の受入れに関して、乙から依頼を受け承諾する。

2 実習生受入れ施設については以下のとおりとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3 甲において実習する者は別紙一覧のとおりとする。

4 実習生の配置については、甲乙協議の上、調整することとする。

（実習内容）

第 2 条 乙が甲に依頼する実習生の受入れ内容は、以下のとおりとする。

(1) 実習名及び内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 実習期間 平成＿＿年＿＿月＿＿日～平成＿＿年＿＿月＿＿日

2 実習の具体的方法等については、甲乙協議の上、調整することとする。

3 乙は実習生に対し、事前にオリエンテーションを実施し、適切な事前指導を終えた後に送り出すこととする。

4 乙は、甲に対し、実習生が実習を行うにあたり、甲の定める諸規則・心得等を遵守し、実習指導者の指示に従うように実習生を指導する責任を負う。

5 甲は実習指導者を施設に配置し、適切な指導を行うものとする。

（契約期間）

第 3 条 本契約期間は、平成＿＿年＿＿月＿＿日～平成＿＿年＿＿月＿＿日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも別段の書面による意思表示が無い場合は、本契約を自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（委託料）

第 4 条 実習生受入の委託料として、乙は甲に以下の通り支払いを行う。

（実習生一人当たり）＿＿＿＿＿＿円×（人数）＿＿＿名＝＿＿＿＿＿＿円

（支払方法）

第 5 条 前条による乙の甲に対する委託料の支払いは、甲の指定した期日までに、甲の指定銀行口座に支払う。

（期間中の解約）
第 6 条 乙がこの契約条項に違反し、または虚偽の申告その他信頼に背反する行為があった場合は、契約期間中といえども、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

（個人情報、秘密およびプライバシー（以下、「個人情報等」という）の保護）
第 7 条 甲乙双方は、実習の実施にあたって、甲の保有する個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理について万全を期すものとする。
2 乙は、実習生に対し、個人情報等の保護義務を履行するために、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底するものとする。
3 乙は、乙の責任のもと、実習生から個人情報等の保護に関する誓約書を取得するものとする。
4 乙は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護義務を遵守するよう指導監督する責任を負う。

（実習の中止）
第 8 条 実習生は、実習中は甲の諸規則を厳守し、かつ実習指導者の指示に従わなければならない。
2 甲は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、乙と協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。
(1) 甲の定める諸規則、心得等に違反した場合
(2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合
(3) 個人情報の保護に関して問題があった場合
(4) 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合

（実習生の疾病及び傷害）
第 9 条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害、ならびに実習後に生じた実習を原因とする疾病及び傷害については、甲の故意または重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

（危険負担）
第 10 条 実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は、甲に対して、実習生と連帯して損害の一部または全てを賠償する責任を負わなければならない。

（第三者損害賠償）
第 11 条 実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に心身的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。
2 前項の賠償負担の割合および求償については甲乙協議の上決定するものとする。

（合意管轄裁判所）

第 12 **条** 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（契約の遵守）

第 13 条 甲及び乙は、本契約各条項を遵守するものとし、本契約に定めなき事項が生じた場合、本契約の内容に追加、変更が生じた場合、あるいは疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証すために、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　住　所　○○○○○
　　施設名　○○○○○
　　施設長　○○　○○

乙　福島県いわき市中央台飯野5-5-1

　　医療創生大学
　　学長　○○　○○

誓　約　書

医療創生大学
　心理学部長　殿

年　　月　　日

学籍番号
氏　　名　　印

私は、心理実習にあたり、次のことを誓約いたします。

１．実習先の規則や規律を守り、実習生としてふさわしい言動をとること

２．実習上知り得た個人の情報に関する事項について、他にもらさないこと

３．諸規定を遵守し、不品行その他信用失墜行為などを行わないこと

４．健康管理に留意し、体調不良にならないように実習を継続すること

５．実習先での問題、トラブルが起きたときには、ただちに学校に連絡すること

誓　約　書

施設長　　殿

貴法人において実習するにあたり、以下の事項を遵守することを誓います。

１．貴法人における規則および指示に従い、誠実に実習すること

２．実習で知り得た業務上の秘密事項（利用者の個人情報など）については、実習期間中はもちろんのこと、その後も許可なく他にもらさないこと

３．実習中の事故防止に十分注意すること

４．万が一、不測の事態が生じた場合、管理者または実習担当者に、遅滞なく報告すること

５．実習先での問題、トラブルが起きたときには、ただちに学校に連絡すること

年　　月　　日

医療創生大学　心理学部　臨床心理学科　４年

氏　　名　　印

実習の手引き

Ⅰ．はじめに：「心理実習」の位置づけ

１．公認心理師法等の法令にある位置づけと目的

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）は同資格試験の受験資格として「学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業」することを条件としており、公認心理師法施行規則第１条において、その科目の中に「心理実習（実習の時間が 80 時間以上のものに限る。）」が定められている。

心理実習の開講に当たっては、以下の事項に留意することが示されている。

心理実習
心理実習の時間は、80 時間以上とすること その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の５分野（以下「主要５分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。 （「公認心理師法第 7 条第 1 号および第 2 号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」（29 文科初第 879 号　障発 0915 第８号　平成 29 年９月 15 日））

実習の内容（「必要な科目に含まれる事項」）については，以下のように示されている。

心理実習
① 実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について、主要５分野の施設（具体的な施設については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設」（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第５号）のとおり。）において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。 ただし、当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。 ② 実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行う。 （ア）　心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （イ）　多職種連携及び地域連携 （ウ）　公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

「公認心理師法第 7 条第 1 号および第 2 号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」(29 文科初第 879 号　障発 0915 第８号　平成 29 年９月 15 日))

具体的な実習施設としては、以下のように定められている。

１．学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校

２．地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する保健所又は市町村保健センター

３．児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所

４．医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所

５．精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神保健福祉センター

６．生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設

７．社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会

８．売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設

９．知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生相談所

10．障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター

11．老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設

12．労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設

13．更生保護事業法（平成７年法律第 86 号）に規定する更生保護施設

14．健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター

15．法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所

16．厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に規定する国立児童自立支援施設

17．ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設

18．独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）に規

定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
19. 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害者支援センター
20. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
21. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する認定こども園
22. 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に規定する子ども・若者総合相談センター
23. 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する地域型保育事業を行う施設
24. 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設
（公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 5 号））

２．「心理演習」、その他の科目との関連

「心理演習」では、次の（ア）から（オ）までに掲げる事項について具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）や事例検討を行う。

（ア）心理に関する支援を要する者などに関する以下の知識及び技能の修得

（１）コミュニケーション　（２）心理検査　（３）心理面接　（４）地域支援　等

（イ）心理に関する支援を要する者等のニーズの把握及び支援計画の作成

（ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ

（エ）多職種連携及び地域連携

（オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

「心理演習」で学ぶ内容は、知識を知的に理解するだけでなく、「心理実習」における各分野での施設で利用者や関係者とふれあうための基本的な技能を身につける体験学習が大切である。各分野の施設における実践を見学する際の意欲や関心を深めるために必要な情動を含む学習と言える。両科目を連携させて計画的に体験学習を深めることが求められる。

また、座学を中心としたその他の科目の内容は「心理実習」で各分野の施設に赴くための不可欠な知識であり、将来公認心理師としての活動を支える大切な知的財産となる。こうした知識の裏付けが、実習や実践の質を保証することとなる。その重要性を理解し、全ての科目にしっかりと取り組み、生きた知識として身につけておくことが望ましい。

３．大学院での「心理実践実習」、その他の科目との関連

大学院での「心理実践実習」においては、学部の「心理演習」で掲げた（ア）から（オ）について、主要５分野の施設で支援を実践しながら、実習指導者又は実習担当教員による指導（スーパービジョン、ケースカンファランス等）を受けることが求められる。

学部での「心理実習」はその前提となる実習であり、各分野の施設に実際に赴き、主に見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者または実習担当教員による指導を受けることを通して、心理支援を要する者と必要な支援の現状に触れるとともに、現場でのチーム支援や他職種・他機関との連携、協働について学ぶこととなる。学部の心理演習と心理実習において、心理職としての基本的な姿勢や態度、心構えの体験的な学習を身につけることは、大学院における「心理実践実習」ならびにその他の科目の学習の基盤となるものと言える。

Ⅱ．学修目標

１．学修目標

公認心理師に求められる知識と技術を習得し、国民の心の健康の保持増進に寄与するための実践力を身につけることを目標とする。そのための到達目標についての方針が次のように示されている。

公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、考えていくことが重要である（Outcome-based education；卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法） （「公認心理師カリキュラム等検討会報告書〔2〕「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標」平成 29 年 5 月 31 日））

また、実習に関連する具体的な到達目標としては次の事項が該当すると考えられる。

1. 公認心理師としての職責の自覚 1-1. 公認心理師の役割について理解する。 1-2. 公認心理師の法的義務を理解し、必要な倫理を身につける。 1-3. 心理に関する支援を要する者等の安全を最優先し、常にその者中心の立場に立つことができる。 1-4. 守秘義務及び情報共有の重要性を理解し、情報を適切に取扱うことができる。 1-5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務の内容について説明できる。 2. 問題解決能力と生涯学習 2-1. 自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身につける。 2-2. 社会の変化を捉えながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲及び態度を身につける。 3. 多職種連携・地域連携 3-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割について説明できる。 3-2. 実習において、支援を行う関係者の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。 3-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。 14. 心理状態の観察及び結果の分析 14-1. 心理的アセスメントに有用な情報（生育歴や家族の状況等）及びその把握の手法等に

ついて概説できる。

14-2. 心理に関する支援を要する者等に対して、関与しながらの観察について、その内容を概説することができ、行うことができる。

14-3. 心理検査の種類、成り立ち、特徴、意義及び限界について概説できる。

14-4. 心理検査の適応及び実施方法について説明でき、正しく実施し、検査結果を解釈することができる。

14-5. 生育歴等の情報、行動観察及び心理検査の結果等を統合させ、包括的に解釈を行うことができる。

14-6. 適切に記録、報告、振り返り等を行うことができる。

15. 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）

15-1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義及び適応について概説できる。

15-2. 訪問による支援や地域支援の意義について概説できる。

15-3. 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じて適切な支援方法を選択・調整することができる。

15-4. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。

15-5. 心理療法やカウンセリングの適用には限界があることを説明できる。

15-6. 心理に関する支援を要する者等のプライバシーに配慮できる。

24. その他

24-1. 具体的な体験や支援活動を、心理に関する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる。

24-2. 実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。

24-3. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。

なお、学部の「心理実習」に含まれる事項としては、「14. 心理状態の観察及び結果の分析」と「15. 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）」は入っていない。しかしながら、「(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」について実習を行うためには、チームアプローチの中で心理アセスメントや心理支援の実務がどのように行われて活用されているのか実習を通して体験的に理解することが重要である。

２．　実習機関一覧

	実習施設名	所在地
保健医療施設	1.　新田目病院	いわき市平上荒川字安草３番地
	2.　長橋病院	いわき市内郷御廐町 4-100
	3.　福島県立矢吹病院	福島県西白河郡矢吹町滝八幡１００
福祉施設	4.　浜児童相談所	いわき市自由が丘 38-15
	5.　子どもの家	いわき市錦町重殿 15
教育施設	6.　いわき市教育委員会適応指導教室　いわき市チャレンジホーム	いわき市平字堂根町 4-8

３．実習分野別・機関別の学習課題

（１）保健医療分野の学習課題

①医療機関（病院または診療所など）

①-１　実習の目的

医療現場で実施される心理に関する支援・相談（いわゆるカウンセリングや個人心理療法、グループアプローチ）、心理アセスメント、地域援助活動、チーム医療（他職種連携）など、医療現場における支援の基礎を学ぶ。

①-２　実習の内容と展開

「公認心理師法第７条第１号及び第２号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について（文部科学省・厚生労働省通知）」に規定された以下の心理実習の「含まれる事項」に沿って見学等の実習を行う。

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

医療の現場では患者に対して“生物-心理-社会モデル”の視点を持ち、包括的に対応する必要性から、チームアプローチが基本となる。

・心理に関する支援、相談、予防教育

・心理アセスメント

・デイケア

・社会生活技能訓練

・就労支援

・各々の医療スタッフの業務や役割の理解

・治療方針や治療目的の共有のためのコミュニケーション

・ケースカンファランス等の会議への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

多職種連携・地域連携による支援は、要支援者に多角的、多面的にかかわることができ、様々な支援の相乗効果が期待できる。

・医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師、福祉職、管理栄養士、薬剤師などの専門性の理解

・業務分担、連携・補完についての理解

・様々な支援施設の専門職との連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・医療・保健に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・医療現場における守秘義務と情報共有等の倫理

・インフォームドコンセントの重要性

・患者中心の医療

・医療現場における主治の医師からの指示について

（２）福祉分野の学習課題

①児童相談所

①−１　実習の目的

児童相談所で実施される心理に関する支援・相談（いわゆるカウンセリングや個人心理療法、グループアプローチ）、判定、一時保護、措置など、児童相談所における支援の基礎を学ぶ。

①−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・児童のカウンセリング、グループセラピー、予防教育

・児童の心理アセスメント、判定

・虐待への対応、一時保護

・ケースカンファランス等の会議への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

・児童福祉司、精神科医、保育士等の専門性の理解と連携

・児童福祉施設、心身障害児施設との連携

・保育所・幼稚園、学校、教育委員会等の教育機関の理解と連携

・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・福祉に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・福祉現場における守秘義務と情報共有等の倫理

②児童養護施設

②−１　実習の目的

児童養護施設で実施される心理に関する支援・相談（いわゆるカウンセリングや個人心理療法）、児童のグループセラピー、心理アセスメントなど、児童養護施設における支援の基礎を学ぶ。

②−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・児童のカウンセリング、グループセラピー、予防教育

・児童の心理アセスメント

・虐待への対応、心理的ケア

・施設職員とのケースカンファランス等の会議への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

・指導員、保育士、調理師、里親専門相談員、ファミリーソーシャルワーカー等の専門性の理解と連携

・児童の通う保育・教育機関の理解と連携

・児童相談所や家庭裁判所などの措置機関との連携

・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・福祉に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・福祉現場における守秘義務と情報共有等の倫理

③療育施設

③−１　実習の目的

療育施設で実施される心理に関する支援・相談（いわゆるカウンセリングや個人心理療法）、児童のグループセラピー、心理アセスメントなど、療育施設における支援の基礎を学ぶ。

③−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・児童のカウンセリング、グループセラピー、予防教育

・児童の心理アセスメント

・施設職員とのケースカンファランス等の会議への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

・指導員、保育士等の専門性の理解と連携

・児童の通う保育・教育機関の理解と連携

・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・福祉に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・福祉現場における守秘義務と情報共有等の倫理

（３）教育分野の学習課題

①学校（現場）

①−１　実習の目的

学校現場で実施される幼児・児童・生徒への相談・助言、教職員へのコンサルテーション、教育相談や児童生徒理解に関する研修、相談者への心理的見立てと対応、保護者や関係機関との連携、ストレスマネジメント等の予防的対応、学校危機対応における心のケアなど、学校現場における支援の基礎を学ぶ。

①−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・幼児・児童・生徒への相談・助言、予防教育

・教職員へのコンサルテーション

・教育相談や児童生徒理解に関する研修

・教育相談委員会や特別支援教育委員会等の会議への参加

・チーム学校についての理解

（イ）多職種連携及び地域連携

・教員、養護教諭、学校医、スクールソーシャルワーカーなどの専門性の理解と連携

・保育所や幼稚園、教育委員会や児童相談所、医療機関等の関連機関の理解と連携

・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・教育に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・学校現場における守秘義務等の倫理

・学校現場における労働環境の理解

・学校現場における主治の医師からの指示について

②教育相談機関（教育センター・教育相談所・適応指導教室等）

②−１　実習の目的

教育相談機関で実施される児童・生徒への相談・助言（来所相談、電話相談、メール相談など)、教職員へのコンサルテーション、地域住民や関係機関への研修事業、緊急支援など、教育相談機関の種類とその役割、支援の基礎を学ぶ。

②−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・幼児・児童・生徒への相談・助言、予防教育

・教職員へのコンサルテーション

・教育相談や児童生徒理解に関する研修

（イ）多職種連携及び地域連携

・支援を要する幼児・児童・生徒の在籍校との連携

・教育委員会や児童相談所、医療機関等の理解と連携

・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・教育相談機関に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・教育相談現場における守秘義務等の倫理

・教育相談現場における主治の医師からの指示について

※当分の間は、以上の３分野での見学実習を行う。以下の司法・犯罪分野と産業・労働分野での実習は適宜実習施設を確保していく予定である。以下はそれらの分野での実習における学修課題をまとめてあるので参考にすること。

（４）司法・犯罪分野の学習課題

①少年鑑別所

①−１　実習の目的

心理検査や面接を行い、収容された非行少年の資質を鑑別し、犯罪・非行の動機の解明や行動分析、生活上の問題点の把握、処遇についての意見の提供、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助など、少年鑑別所における支援の基礎を学ぶ。

①−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・心理検査、面接による少年の心理・行動面の理解

・家庭裁判所への処遇意見の提供についての理解

・法務少年支援センターにおける相談

・事例検討会等の会議への参加

・研修・講演、法教育授業等への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

・学校、福祉施設、医療機関、更生保護施設等の地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

・地域社会における非行および犯罪の防止活動への参加

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・非行少年に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・非行少年への支援業務における守秘義務等の倫理

②　少年院

②−１　実習の目的

家庭裁判所から保護処分として送致された少年の健全育成のための矯正教育、社会復帰支援など、少年院における支援の基礎を学ぶ。

②−２　実習の内容と展開

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・個人別矯正教育計画の作成

・問題改善への指導

・社会生活への移行をはかる指導

・個別面談、集団討議、各種教育プログラム、被害者理解

・職業指導・教科指導

・事例検討会・研修等への参加

（イ）多職種連携及び地域連携

・家庭裁判所調査官、法務教官、法務技官、保護観察官、保護司等の専門性の理解と連携

・家庭裁判所、保護所、医療機関等の地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・非行少年に関する法令がどのように実践されているかを理解すること

・非行少年への支援業務における守秘義務等の倫理

（５）産業・労働分野の学習課題

①精神的不調による休職や復職に対する支援機関

①−１　実習の目的

産業・労働に関する法規や制度を理解し、精神的不調による休職や復職支援、ならびにその関係者に対する相談及び助言、指導など、産業・労働分野での支援の基礎を学ぶ。

①−２　実習の内容と展開

労働者をめぐるメンタルヘルスの現状、企業に求められるメンタルヘルス対策、実習施設におけるメンタルヘルスの取り組みについて学ぶ。また心理職だけでなく、産業医、衛生管理者、安全管理者等の産業保健スタッフを含む多職種との連携や医療機関をはじめとする他機関との連携についても学ぶ。

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

・職場ストレスの自己認識と対処の確認

・従業員支援プログラム（EAP）と予防教育

・ハラスメントの理解と対応

・心理的不調者に対するケアとリスクマネジメント

・休職者の復職支援の実際

・労働安全衛生管理体制の理解

（イ）多職種連携及び地域連携

・産業医、衛生管理者、安全管理者等の専門性の理解と連携

・医療機関との連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

・産業・労働分野に関する法令がどのように実践されているか

・産業・労働分野における守秘義務や安全衛生管理等の倫理

Ⅲ．授業の概要

１．実習スケジュール（オリエンテーション、希望聞き取り、実習先日程の決定など）

（１）入学時オリエンテーション

・公認心理師養成カリキュラムの全体像について

・履修モデルの説明

・心理実習の概要の説明

・心理実習計画の説明

・心理実習を履修するための要件について

・心理実習で求められる知識と態度について

（２）心理実習までの他の授業における情報提供等

・心理演習における指導（実習で求められる姿勢、態度、コミュニケーションの在り方など、具体的な行動について）。

・心理実習（4 年次開講）前、3 年次前期末におけるオリエンテーション（履修要件などの再確認）。

（３）心理実習オリエンテーション（3 年次２月）

・実習の目的と位置づけ

・各実習先の情報提示と希望調査

・個別面談にて実習の適性を判断

（４）実習事前指導

・実習先についての調べ学習（実習施設の名称（種類）、所在地、実習施設の概要、事業内容、地域との関係、利用者等の状況、職員構成と心理職の役割、多職種連携及び地域連携、チームアプローチ、公認心理師の法的義務、職業倫理など）

・実習に関するレポートおよび事前学習会での発表

（実習先の選択理由、実習目的と実習課題、実習で体験したいことなど）

・実習生プロフィールの作成

・誓約書の提出

（5）実習事中指導

・3ヵ所の実習施設における実習が終わるたびに、実習先での体験を振り返って共有化し、次の実習先における実習の準備をする。

（6）実習事後指導

・実習での体験をまとめ、実習報告に向けての準備をする。

・実習報告

2．担当教員

窪田文子

山本佳子

大島典子

原田真之介

増山晃大

3．実習に関する作成書類

① 実習施設・機関の概要（名称・所在地・関連法令・理念・事業内容・地域との関係・利用者の状況・職員構成）

② 実習計画書（実習先選択理由・実習目的と実習課題・事前学習状況・目的と課題達成のために体験したいこと）

③ プロフィール（連絡先・実習への抱負・これまでの実習やボランティア歴・健康状態など）

④ 学生事前訪問記録（オリエンテーション内容、持ち物など）

⑤ 実習出席票

⑥ 実習日誌 （毎日作成。実習内容を記載）

⑦ 実習ふり返り （全体のふり返り）

⑧ 誓約書 （大学用）

⑨ 誓約書 （実習先用）

⑩ 緊急時連絡先

Ⅳ．実習記録について

１．実習記録の意義

実習記録の意義として、①教育的機能 ②指導改善機能 ③社会的機能　の３点が挙げられる。

（１）教育的機能

実習生が、事前・実習期間中・事後という時間の中で、実習体験を振り返るために記録は用いられる。実習場面を記録することによって、実習生は実習内容や自身の言動を振り返ることが可能になる。さらに、記録を読み返すことで、新たな事実の見方、自身の思考や感情に関する視点等、考察を深めることが出来る。

（２）指導改善機能

実習指導者及び担当教員が実習生を適切に指導するためにも記録は用いられる。実習内容が適切に記録されることで、実習指導者及び担当教員は、実習内容を把握することができる。実習指導者及び担当教員は、実習で起きたこと、その際に実習生が感じたことや考えたことを把握することで、より正確に実習指導を行うことができるようになる。特に、巡回指導を通じて限定的に現場の様子を把握する担当教員にとって、実習生をスーパービジョンするためには、実習の様子、実習者の考察、実習指導者のコメント等が記録を通じて過不足なく伝えられることが重要となる。

（３）社会的機能

実習記録は、実習時間数や内容の適切さの根拠となる機能も有する。

公認心理師法施行規則第１条において心理実習は 80 時間以上と定められており、「公認心理師法第 7 条第 1 号および第 2 号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」において、５分野の実習（当分の間、医療機関必須）を通じて、（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ　（イ）多職種連携及び地域連携　（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解　を基本的な水準まで修得することが求められている。これらが達成されていることあるいは達成されていないこと、ひいては公認心理師の養成が適切に行われているか否かを、社会的に示すためにも、実習記録が必要となる。

２．実習記録の書き方

実習記録は実習時間と内容を証明する「公的記録」であり、心理実習を適切に受けた根拠の 1 つとなる（「③社会的機能」）。実習記録は以下の点に留意して、決められた日時までに作成し、実習指導者及び担当教員等に提出して指導を受ける。実習記録の書き方は今後現場に就いて記録を書く際にも通ずるものであり、記録の取り方を学ぶという面でも、実習の意義は大きい。

・実習中に記録を取るのは実習体験を損ねる可能性があるのでメモ程度に留めること。

一方、実習後に時間が経ってから記録を取るのは、記憶が事実から離れる危険性があるので、実習後のできるだけ早い時間に記録を書くこと。

・記録の評価をする他人が読んでわかる正確な誤字脱字のない公的記載をすること。

・実習記録は大学に持ち帰って提出するので、実習施設において知った個人情報や固有名詞等は記載しないこと。(「佐藤さん」を「S さん」、「児童養護施設福島養護園」を「児童養護施設 F」と書くのではなく、「A さん」「児童養護施設 B」など個人や施設名が特定できない記載をする。)

・記録は、黒色ボールペンを用いるか (鉛筆、消えるボールペンは不可)、パソコンからの黒字印刷によること。

・記入間違いの修正は、修正液を使用しないで二重線を引き訂正印を押して修正すること。

・「事実」と「理解や解釈・学んだこと」と「要望」は分けて記載すること。

「事実」: 見学や観察に関する記録は、何時、どこで、誰の、どのような行動や活動があったか、第三者がイメージできるように具体的に記述する。

「理解や解釈・学んだこと」: 見学や観察の事実に対する実習生の理解や解釈、学んだことや疑問点は、事実に基づくとともに事実とは区別して書く。

「要望」: 実習指導者に伝えたいこと、指導を受けたい事柄等を記載する。

・記録やメモの管理には十分に気をつけること。

Ⅴ．実習にあたっての留意点

１．実習責任者の指示に従う

（１）実習中は、原則的に実習施設の指示に従わなければなりません。よかれと思って自分の判断で行動した結果、思わぬ事態を招くことがあるため、まず実習指導者（実習責任者）や職員に確認しましょう。わからないこと、迷ったことが生じた場合、ささいなことだと思っても、実習指導者、実習担当教員に報告、相談しましょう。

（２）実習施設における設備、備品、器具、カルテ、書類等を使用する必要が生じた場合は、必ず許可を取りましょう。

２．健康診断の受診

実習が始まる前に、健康診断を受診する必要があります。学年最初の健康診断は必ず受診して下さい。実習施設によっては、健康診断書、ウィルス抗体検査・ワクチン接種自己申告書等が必要な施設もあります。

３．賠償責任保険

万一の事故に巻き込まれた際の補償に備えるために、実習に行く前に学研災付帯賠償責任保険に加入します。保険加入の申請は、実習事前指導内で指示をしますので、期限を守って漏れのないように申請して下さい。

４．秘密保持

（１）実習先で知り得た事柄について決して口外してはいけません。「実習先で知り得た事柄」のなかには、利用者や患者、その家族だけではなく職員や施設そのものも含まれます。職員や施設に関する事柄についても外部に漏らしてはいけません。もちろん SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に実習で知りえた事柄を投稿してはいけません。

（２）実習中は実習ノートを作成しますが、その際にも個人について書く場合は、個人が特定できないアルファベット（「A さん」、「B 君」）や、「ある利用者さん」などのように書き、個人名で記述してはいけません。実習施設名に関しても同様です。大学で発表したり、実習生同士で意見交換する場合でも個人名などは絶対に出してはいけません。

（３）実習先の利用者等に関する記載資料の取り扱いには十分に注意し、原則的に実習施設から持ち出してはいけません。

５．欠席・遅刻等の対応

（１）無断欠席や遅刻は厳禁です。それでも万が一遅れるような場合は、実習が始まる時間よりも前、もしくは気付いたときすぐに実習施設に連絡して下さい。また、実習施設に連絡後、大学にも必ず報告しましょう。

（２）体調を崩した場合は、実習施設の利用者に病気を感染させないためにも、実習が始まる時間よりも前にきちんと実習担当教員に相談しましょう。

６．実習施設までの交通手段

実習施設までは、原則として公共交通機関を使用します。公共交通機関以外（自家用車、バイク、自転車等）の交通手段を用いたい場合には、実習担当教員と相談した上で、許可を得てから使用して下さい。しかしながら、その場合には万一事故に遭遇してもその責任を一切大学側では負えませんので、十分に注意するよう気をつけるとともに各自で保険に加入するなどの対策を取って下さい。

７．実習報告書の提出

実習において、その成果をまとめ、報告することは非常に重要です。また、「実習報告書」はお世話になった実習施設への報告でもあるため、決められた書式で必ず期限を守って提出しましょう。

８．実習に際しての服装・持ち物・昼食等

（１）服装等の身だしなみ

① 実習施設によって、ふさわしい服装が異なります。服装（スーツか、動きやすい服装かなど）、履き物（内履き持参か、外履きの指定の有無）、名札（有無や、必要な場合の書くべき内容、大学名/フルネームか苗字のみか/ふりがなの有無等）など、予め指示をしますので、それにしたがって下さい。

② 基本的に、T シャツやポロシャツ等も、派手な色、プリント入り、ボーダー柄は避けて下さい。黒・白・グレー・紺等の落ち着いた色で、無地やワンポイントのみ等シンプルなものを着て下さい。胸元が開きすぎていないか，丈が短すぎないか、下着が透けて見えないかどうかも気をつけて下さい。ジーンズで良いと言われている場合でも、破れているものや、奇抜なもの、ローライズは避けましょう。

③ 実習先で着替える場合でも、通勤中の服装には気をつけて下さい。実習中の服装として指定されたものとに近い服装もしくは、カジュアルでも清潔感のある服装を心がけて下さい。

④　髪型は清潔感のある髪型にしましょう。髪染めも実習施設での印象を考慮することが必要です。職員や利用者に好印象をもたれやすいように華美な化粧にならないように注意しましょう。けがを負わせてしまうことがあるため、アクセサリーは身につけない方が無難です。また、爪はきれいに切っておき、付け爪は避けましょう。

（２）持ち物

実習記録簿、メモ用ノート、筆記用具、学生証、印鑑、辞書等、その他実習施設から指示があるものを持って行きます。事前指導にて伝えますので、忘れないように準備してください。

（３）昼食等

昼食の取り方も実習施設によって異なります。事前指導にて、時間や場所、持参の有無などを伝えます。

９．実習中の言葉づかいと態度

①　自分から学ぶ姿勢を持つことが大切です。学生であるとともに、心理的支援の専門家を目指す者である自覚を持ち、誠実、真剣かつ謙虚な態度で臨みましょう。

②　事前に実習施設についてわかる範囲で調べ、実習記録簿に記載すること。また、事前に自分でたてた「実習目的と課題」を意識して実習に臨むこと。

③　実習開始時、終了時および毎日の開始時、終了時の挨拶を徹底しましょう。

④　利用者から聞かれても、実習生自身の住所、メールアドレス、電話番号等を知らせてはいけません。

⑤　私用の外部との連絡などは、緊急の場合以外は避けましょう。

⑥　実習施設の利用者および職員（児童生徒、保護者、教職員、患者、家族等）に対して、関わりのある人物のことを評価して、例えば「ADHD だと思う」や「発達障害の可能性がある」といった判断・意見を軽率に述べないように気をつけて下さい。

10．実習中のトラブルへの相談先と対応について

実習先の利用者や職員からの何らかのハラスメントを受けたり、対応に困ったりした場合は、すぐに大学に相談して下さい。

「心理実習（4年前期）」担当教員時間割と巡回指導計画

		1年前期	2年前期	3年前期	4年前期		各曜日・時限における「心理実習（4年前期）」の巡回指導が可能な担当教員数
月	1	心理学への招待 （窪田、山本、末次、大原、大島、高島、名取、原田、増山）				心理実習 （窪田,山本,大島,原田,増山）	
	2	日本語リテラシー （玉懸、久呉、西村、松本）		キャリアデザイン1 （小池,鎌田、中尾、玉懸）			5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	3	哲学の世界 （久呉）	学習・言語心理学 （末次）	神経・生理心理学 （大原）			5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	4						5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	5						5名 窪田、山本、大島、原田、増山
火	1	フレッシャーズセミナー1 （鎌田、中尾、玉懸、小池、名取）					5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	2	フレッシャーズセミナー1 （鎌田、中尾、玉懸、小池、名取）	発達心理学2 （山本）				4名 窪田、大島、原田、増山
	3	英語A1 （小池、ティモシー、西村）	心理学実験1 （末次、大原、名取、高島、増山）	心理的アセスメント1 （大島）			3名 窪田、山本、原田
	4	健康スポーツ1 （五十嵐、根本）	心理学実験1 （末次、大原、名取、高島、増山）	精神疾患とその治療 （松本）			4名 窪田、山本、大島、原田
	5		韓国語1 （金）				5名 窪田、山本、大島、原田、増山
水	1	ことばの科学 （西村）					5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	2	健康と薬 （村田、吉川、永田）	感情・人格心理学 （大島）	心理学的支援法1 （窪田）			3名 山本、原田、増山
	3	健康の科学 （五十嵐）	英語C1 （小池、ティモシー）				5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	4	法学入門 （菅野）					5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	5						5名 窪田、山本、大島、原田、増山
木	1						5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	2	英語B1 （小池、西村）	心理学統計法2 （末次）				5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	3	社会学入門 （菅野）	社会・集団・家族心理学2 （佐藤）	心理学調査概論 （高島）			5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	4	コンピュータリテラシー （中尾）	心理学基礎演習1 （末次、大原、大島、高島、原田、増山）	社会福祉学2 （鎌田）			2名 窪田、山本
	5	心理学概論 （高島）	心理学基礎演習1 （末次、大原、大島、高島、原田、増山）	産業・組織心理学 （佐藤）			2名 窪田、山本
金	1	災害からの復興 （山本、吉川、菅野）	臨床心理学特講 （原田）				3名 窪田、大島、増山
	2	統計のしくみ （山田）	健康・医療心理学 （山本）	教育・学校心理学2 （名取）			4名 窪田、大島、原田、増山
	3	自然科学のあゆみ （梅村）					5名 窪田、山本、大島、原田、増山
	4			心理学特殊演習1 （窪田、山本、末次、大原、大島、高島、名取、原田、増山）			
	5			心理学特殊演習1 （窪田、山本、末次、大原、大島、高島、名取、原田、増山）			
土	1				卒業研究 （窪田、山本、末次、大原、大島、高島、名取、原田、増山）		
	2				キャリアデザイン総合演習2 （小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、原田、菅野）		
	3				キャリアデザイン総合演習2 （小池、鎌田、中尾、大原、玉懸、原田、菅野）		

実習担当教員の前期担当授業科目

医療創生大学

心理学部　臨床心理学科

心理実習　　実習記録簿

学籍番号 _____

氏　　名 _____

××年度　心理実習　実習先一覧

学籍番号

氏　　名

施設種類	
施設名	
住所	
電話番号	
実習期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

施設種類	
施設名	
住所	
電話番号	
実習期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

施設種類	
施設名	
住所	
電話番号	
実習期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

プロフィール			
医療創生大学　心理学部　臨床心理学科　4年		ふりがな 氏　名　　男　・　女	
実習先 実習期間	年　月　日～　月　日	生年月日 年　月　日　生（　　）歳	
住所			写真（横3.5×縦４）
電話			
携帯			
（緊急連絡先）急用の際、連絡の取れるところ　＊自宅・親戚宅・その他（　　）			
住所			
電話			

1．公認心理師を目指す動機・当該施設での実習への抱負

2．これまでの実習やボランティア等の経験、取得資格、特技、趣味等

3．健康状態、予防接種・各種抗体反応の結果、事故等への保険の状況

◎大学連絡先　　医療創生大学　心理学部　臨床心理学科
〒970-8551　いわき市中央台飯野５-５-１
TEL/FAX　0246-＊＊-＊＊＊＊／0246-＊＊-＊＊＊＊　　（〇〇室）
実習指導教員　　窪田文子　山本佳子　大島典子　原田真之介　　増山晃大

実 習 施 設 ・ 機 関 の 概 要			
実習施設の名称（種類）			
所在地			
実習期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
管理者名		実習指導者名	
概要（関連法令・運営方針・理念など）			
事業内容			
地域との関係			
利用者の状況			
職員構成と心理職の役割			

実 習 計 画 書

医療創生大学　心理学部　臨床心理学科 4年　学籍番号（　　）	ふりがな 氏　名
実習先名称・種類:	
期間　　年　　月　　日～　　月　　日	指導教員

1. 実習先を選択した理由

2. 実習目的と実習課題

3. 実習目的と実習課題のための事前学習状況

4. 実習目的と実習課題を達成するために実習で体験したいこと

学生事前訪問記録

施設・病院名（施設種別・法人名も記入）	
事前訪問学生名（グループの場合、全員の氏名を記入）	
学籍番号	氏名
欠席者	
訪問日時	
年　月　日（　）　時　分 ～ 時　分	
対応者　職名（役職）	氏名
オリエンテーション内容 （・実習指導者 ・必要書類 ・用品 ・名札 ・期間 ・時間 ・注意、連絡事項 など）	
感想	

実 習 出 席 票

実習施設名	
学籍番号	
実習者氏名	

回数	日　付	実習開始時黒	実習終了時刻	本人印	指導者印
1	月　　日	時　　分	時　　分		
2	月　　日	時　　分	時　　分		
3	月　　日	時　　分	時　　分		
4	月　　日	時　　分	時　　分		
5	月　　日	時　　分	時　　分		
6	月　　日	時　　分	時　　分		
	月　　日	時　　分	時　　分		
	月　　日	時　　分	時　　分		
	月　　日	時　　分	時　　分		
	月　　日	時　　分	時　　分		

実習日数〔　　〕日　総実習時間〔　　〕時間

実習指導者　　印

実　習　日　誌（*実習期間中毎日作成*）

医療創生大学　心理学部　臨床心理学科

実習生氏名

年　月　日　曜日（実習第　日目）

今日のねらい

時　間	実　習　内　容

所感（今日気付いたこと、学んだこと、疑問など）

実習指導者　署名　印

実習先名（　　）における全体のふり返り

学籍番号（　　）氏名（　　）

実習所感（気付いたこと、学んだこと、疑問に思ったことなど）
今後取り組んでみたいと考えること（課題他）
実習指導者からの助言
実習指導担当者　　印

緊 急 時 連 絡 先

実習集合時間に何らかの事情で遅れるときや、体調が悪く実習を欠席するときなどは、必ず**学校**と**実習先**に連絡を入れること。

実習施設名：

住所：
TEL：

担当者名（実習指導者）：	
実習先の連絡先1	××××－××－××××
実習先の連絡先2	××××－××－××××
実習先の連絡先3	××××－××－××××

大学連絡先	（〇は実習指導教員名：研究室電話番号 ）	
1 窪田文子	研究室電話番号	××××－××－××××
2 山本佳子	研究室電話番号	××××－××－××××
3 大島典子	研究室電話番号	××××－××－××××
4 原田真之介	研究室電話番号	××××－××－××××
5 増山晃大	研究室電話番号	××××－××－××××

大学　いわき市中央台飯野5−5−1　　××××－××－××××　（事務室）

心理学部内委員会一覧

委員会名	目　的
運営委員会	心理学部臨床心理学科における教育・研究が円滑に行われるために、学部長を補佐し、心理学部臨床心理学科の効果的な運営に携わる。
学年主任連絡会	各学年の学年主任が連携し、心理学部臨床心理学科の学生の出席状況や単位履修状況の把握、及び大学生活が適切かつ円滑に行われるための指導と支援に携わる。
カリキュラム委員会	心理学部臨床心理学科のカリキュラムの立案・実施が、円滑適正に行われるための各種業務に携わる。
臨床実習委員会	心理学部臨床心理学科における「心理実習」の質を確保するため、実習施設の確保、実習施設との連携方法、学生指導の方法などに携わる。
入試広報委員会	全学の入試広報担当部門と共同して学部の入学試験、募集活動及び広報活動を円滑にかつ効果的に実施するための各種業務に携わる。
就職委員会	就職担当部署と共同して、学生が卒業後、希望する職種や事業体に就職（修業）できるために、関連する諸問題を審議するとともに、学生に対して就職（就業）に関わる広範な指導と支援に携わる。
FD 委員会	教員の教育力を向上するために必要な種々の業務に携わる。
自己点検評価委員会	心理学部臨床心理学科における教育、研究、運営などが適正かつ効果的に実施されているか否かを自ら点検し、学部の質的向上が図られるために必要な種々の業務に携わる。
教員人事在り方検討委員会	心理学部臨床心理学科において、教員が適切かつ効果的に各教育・研究分野に配置され、また教員の昇格人事が適正かつ円滑に行われるために、配置や昇格に関わるあり方を適宜検討し、教授会に献策する。

進路支援に関連する正課外講座一覧

No.	講座名
1	MOS試験講座
2	教職スキルアップ講座
3	合同企業説明会の歩き方講座
4	英会話「IMU English Chat Room」
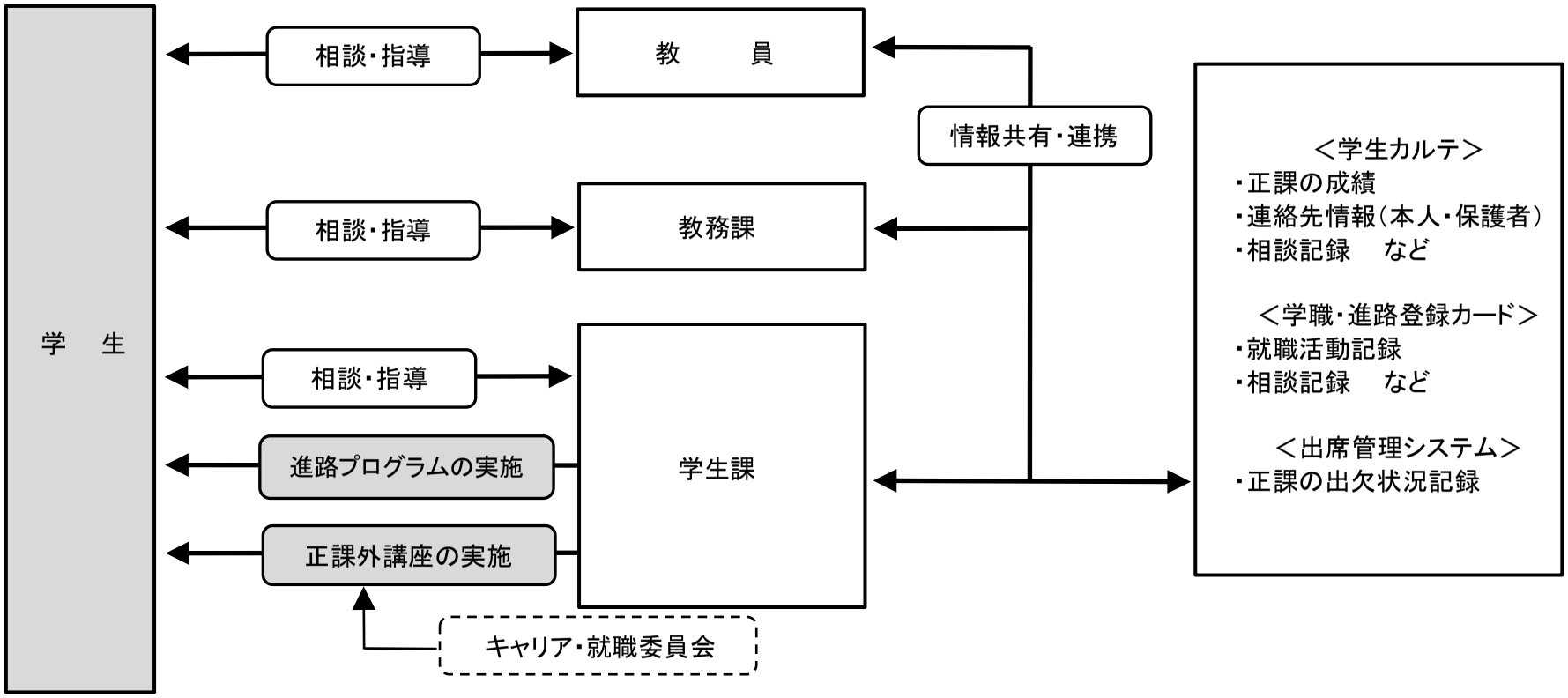
社会的・職業的自立に関する体制図